

令和5年第238回滑川町議会定例会

〔決算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和5年9月11日(月)

午前 9時00分 開会

午後 3時42分 閉会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

(1) 委員長互選

(2) 副委員長互選

(3) 認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について

(4) 認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について

出席委員(12名)

1番	松	本	幾	雄	議員	2番	上	野	葉	月	議員
3番	瀬	上	邦	久	議員	5番	阿	部	弘	明	議員
6番	西	宮	俊	明	議員	8番	小	澤		実	議員
9番	赤	沼	正	副	議員	10番	原			徹	議員
11番	谷	嶋		稔	議員	12番	中	西	文	寿	議員
13番	内	田	敏	雄	議員	14番	井	上		章	議員

欠席委員(なし)

出席者

滑川町議会議長	吉	野	正	浩
代表監査委員	吉	野	正	和
監査委員	北	堀	一	廣

事務局職員出席者

議会事務局長	岩	附	利	昭
書記	田	島	百	華

録 音 松 本 由 起 夫
録 音 福 島 吉 朗

説明のため出席した人

町 長	大 塚	信 一
副 町 長	小 柳	博 司
教 育 長	馬 場	敏 男
総 務 政 策 課 長	篠 崎	仁 志
税 務 課 長	島 田	昌 徳
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 坂	克 美
町 民 保 険 課 長	會 澤	孝 之
福 祉 課 長	木 村	晴 彦
高 齢 介 護 課 長	篠 崎	美 幸
健 康 づ くり 課 長	武 井	宏 見
環 境 課 長	関 口	正 幸
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部	進 也
建 設 課 長	稲 村	茂 之
上 下 水 道 課 長	宮 島	栄 一
議 会 事 務 局 長	岩 附	利 昭
代 表 監 査 委 員	吉 野	正 和
議 選 監 査 委 員	北 堀	一 廣
総 務 政 策 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 総 務 担 当	大 林	具 視
総 務 政 策 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 人 権 ・ 自 治 振 興 担 当	齋 藤	訓 行
総 務 政 策 課 主 査 ・ 総 務 担 当 兼 デ ジ タ ル 推 進 担 当	武 内	章 泰
総 務 政 策 課 主 査 ・ 企 画 調 整 担 当	久 保 島	賢
総 務 政 策 課 主 任 ・ 秘 書 広 報 担 当	鎌 田	武 志
総 務 政 策 課 主 任 ・ 財 政 担 当	清 水	敬 史

総務政策課主事・ 総務担当	杉	田	理香子
税務課 副課長兼主席主幹・ 資産税担当	大	熊	緩子
税務課主任・ 管理担当	小	澤	大祐
税務課主任・ 町民税担当	内	田	裕太
会計課主幹・ 会計用度担当	金	井	淳子
町民保険課主任・ 町民担当	長	野	美由紀
産業振興課 副課長兼主席主幹・ 農林商工担当	吉	野	和弘
産業振興課主任・ 土地改良担当	田	幡	俊史
農業委員会事務局 次長兼主席主幹・ 農地担当	福	島	吉朗
建設課副課長兼 主席主幹・管理担当	松	葉	良次
建設課主幹・ 道路整備担当	江	森	徹
建設課主査・ 都市計画担当	福	田	典生
議会事務局主事・ 庶務担当	田	島	百華
町民保険課副課長兼 主席主幹・ 年金国保担当	松	本	由起夫
福祉課 副課長兼主席主幹・ こども福祉担当	西	浦	俊行
福祉課主幹・ 社会福祉担当	奥	野	忠
福祉課主査・ こども福祉担当	富	永	茉莉
福祉課主事・ こども福祉担当	恩	曾	良平
高齢介護課主査・ 高齢者福祉担当	武	内	睦
健康づくり課主任・ 健康づくり担当	西	須	弘明

健康づくり課主任・ 保健予防担当	厚	目	美奈子
環境課主任・ 生活環境担当	齋	藤	敬己
環境課主任・ 生活環境担当	若	林	香織
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 教育総務担当	権	田	尚司
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 生涯学習担当	堀	口	章子
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	上	野	聡
教育委員会事務局 指導主幹・ 学校教育担当	野	口	和嵩
教育委員会事務局 主査・図書館担当	田	宮	圭
教育委員会事務局 主任・ 教育総務担当	贄	田	誠
町民保険課主任・ 年金国保担当	厚	目	峻佑
町民保険課主任・ 年金国保担当	波	多	江美
高齢介護課副主幹・ 介護保険担当	山	岸	美奈子
上下水道課 副課長兼主席主幹・ 施設担当	神	田	等
上下水道課 副課長兼主席主幹・ 経営担当	高	坂	真理子
上下水道課主査・ 料金担当	長	野	純一
上下水道課主任・ 施設担当	柳	岡	俊哉

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。

去る9月7日の議会において、認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について及び認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての2件について、議長並びに議会選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。十分なる審査をお願いします。

ただいま当委員会には正副委員長がおりません。委員会条例第9条に「委員長及び副委員長がともないときは、議長が委員長の互選を行わせる」とあります。そして、「互選に関する職務は、年長の委員が行う」とあります。

ただいま出席している委員の中で、年長の委員は松本幾雄委員であります。松本幾雄委員に臨時委員長をお願いします。臨時委員長席にお着き願います。

〔臨時委員長 松本幾雄委員委員長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（松本幾雄委員） おはようございます。松本幾雄でございます。年長のゆえをもちまして、暫時臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（松本幾雄委員） これより、委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選は、指名推選の方法によりまして行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（松本幾雄委員） 異議なしと認め、委員長の互選は指名推選といたします。

ご指名をお願いします。

瀬上委員。

○3番（瀬上邦久委員） 松本幾雄委員を指名します。

○臨時委員長（松本幾雄委員） ただいま松本委員を委員長とご指名がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（松本幾雄委員） 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長の私松本幾雄が委員長に当選しました。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

〔臨時委員長 委員長と交代〕

○委員長（松本幾雄委員） ただいま委員各位からご推挙を賜り、委員長という重責を担うことになりました松本幾雄でございます。

令和4年度決算審査に当たり、皆様の絶大なるご支援、ご協力をいただき、特別委員会のスムーズな運営ができますよう、微力ではございますが、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

◎副委員長の互選

○委員長（松本幾雄委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選は指名推選とし、委員長より指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 異議なしと認めます。

副委員長に小澤実委員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 異議なしと認めます。

よって、小澤実委員が副委員長に当選されました。

小澤実副委員長、副委員長席にお着き願います。

ここで、小澤副委員長に副委員長席にて挨拶をお願いします。

○副委員長（小澤 実委員） ただいま松本委員長よりご指名を賜り、副委員長に当選いたしました小澤でございます。

微力ではございますが、松本委員長を補佐し、令和4年度の決算審査に当たり、特別委員会のスムーズな運営ができますよう務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） ありがとうございました。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（松本幾雄委員） 次に、会議録署名委員の指名でございますが、委員長において指名します。

8番 小澤 実 委員

9番 赤沼 正 副 委員

10番 原 徹 委員

以上3名の方をお願いします。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（松本幾雄委員） 決算審査特別委員会に付託された案件は、本定例会におきまして付託された認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についての件と認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての件の各会計決算8件の審査であります。

審査の日程は1日とし、既に本会議において、会計管理者である高坂会計課長から令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算6件の説明を受けた後、宮島上下水道課長から令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の説明をいただいております。

既に説明が終わっていますので、令和4年度滑川町一般会計決算から順次審査を行いたいと思います。

なお、審査に当たっては、各常任委員会の所管ごとに審査を行いたいと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） では、そのように進めさせていただきます。

それでは、令和4年度滑川町一般会計決算の審査を行います。

最初に、総務経済建設常任委員会の所管の審査を行います。

質疑に入る前に、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各担当課長、局長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、篠崎総務政策課長、お願いします。

○総務政策課長（篠崎仁志） おはようございます。総務政策課長の篠崎です。よろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） おはようございます。総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当の大林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） おはようございます。同じく総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） おはようございます。総務政策課財政担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

- 総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） おはようございます。総務政策課企画調整担当の久保島と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務政策課主事・総務担当（杉田理香子） おはようございます。総務政策課総務担当の杉田と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） おはようございます。総務政策課総務担当兼デジタル推進担当の武内と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） おはようございます。総務政策課秘書広報担当の鎌田と申します。本日はよろしくお願いいたします。
- 総務政策課長（篠崎仁志） 以上8名で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 委員長（松本幾雄委員） 次に、會澤町民保険課長、お願いします。
- 町民保険課長（會澤孝之） おはようございます。町民保険課長の會澤でございます。
説明員については自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 町民保険課主任・町民担当（長野美由紀） おはようございます。町民保険課町民担当の長野と申します。よろしくお願いいたします。
- 町民保険課長（會澤孝之） 以上、2名でご説明に当たらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 委員長（松本幾雄委員） 次に、高坂会計課長、お願いします。
- 会計管理者兼会計課長（高坂克美） おはようございます。会計管理者会計課長の高坂でございます。
説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。
- 会計課副主幹・会計用度担当（金井淳子） おはようございます。会計課会計用度担当、金井と申します。よろしくお願いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（高坂克美） 本日は、私と説明員の2名で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員長（松本幾雄委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。本日はよろしくお願いいたします。
説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） おはようございます。産業振興課農林商工担当、副課長兼主席主幹、吉野でございます。よろしくお願いいたします。
- 産業振興課主任・土地改良担当（田幡俊史） おはようございます。産業振興課土地改良担当、田幡と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局次長兼主席主幹・農地担当（福島吉朗） おはようございます。農業委員会事務局次長、福島と申します。よろしく申し上げます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 以上、4名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 次に、島田税務課長、よろしくお願ひいたします。

○税務課長（島田昌徳） おはようございます。税務課長の島田でございます。よろしくお願ひします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） おはようございます。税務課副課長兼主席主幹・資産税担当の大熊でございます。よろしくお願ひいたします。

○税務課主任・管理担当（小澤大祐） おはようございます。同じく税務課管理担当の小澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） おはようございます。税務課町民税担当、内田と申します。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（島田昌徳） 以上、4名で説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 次に、稲村建設課長、お願ひします。

○建設課長（稲村茂之） おはようございます。建設課長の稲村でございます。

建設課の説明員につきましては、各自自己紹介とさせていただきます。

○建設課副課長兼主席主幹・管理担当（松葉良次） おはようございます。建設課副課長兼主席主幹・管理担当、松葉と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） おはようございます。建設課道路整備担当、主幹の江森です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） おはようございます。建設課都市計画担当の福田と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設課長（稲村茂之） 建設課、以上4名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 最後に、岩附議会事務局長、お願ひします。

○議会事務局長（岩附利昭） おはようございます。議会事務局長の岩附です。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○議会事務局主事・庶務担当（田島百華） おはようございます。議会事務局庶務担当、田島と申します。よろしくお願ひします。

○議会事務局長（岩附利昭） 以上、2名で対応させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 各担当課、局の説明員の紹介が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

質疑は委員ごとに1回とし、一問一答、40分とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長の権限で質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行っても結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、初めに自ら指名をお願いします。

審査事件については、令和4年度各会計歳入歳出となっておりますので、決算及び行政報告については、質疑の前にページ番号を伝えてから質疑に入ってください。よろしくをお願いします。

質疑ありませんか。

上野委員。

○2番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、決算書のほうからなのですけれども、48ページ上段のほうで、東松山寄居間複線化促進期成同盟会負担金や大河ドラマ比企市町村推進協議会負担金など、この2つで、以前から長期にわたり入っているこういう会の負担金、それから大河ドラマですと既に終わっておりますし、こういうものについては引き続き活動しているのか、そしてある程度の短期間に力を入れて改善していったほうがいい部分もあるかと思うのですけれども、こういう長期的なものをどこまでの見立てというのか、どこまでやるというのを決めて参加しているのかどうかというのを伺います。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答え申し上げます。

まず、東武東上線東松山寄居間複線化促進期成同盟会につきましては、こちらは長らく東松山寄居間の複線化について要望を行っておるものでございます。こちらについては、なかなか予算もあることで実現が難しいというところでもありますので、今後も引き続き要望活動を継続していくというところで予定をしております。

続きましては、大河ドラマの協議会でございます。こちらは、令和4年に大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が放送されまして、これを契機にまちおこしを比企地域で行っていきましようということで設立された協議会になります。今年の2月に役目を終えまして協議会は解散しておりますので、負担金というのは今後発生することはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、比企氏というところで観光の軸、一つの要素として、引き続きテーマとしていくことはあっても、この大河ドラマという名目での協議会負担金というのは終了ということで理解しました。

それから、東上線の東松山寄居町複線化というところで、名称からして東松山森林公園間も複線

化していない時期から発足しているのかなという印象もあるのですが、今は武蔵嵐山から先が単線というところかなと思いますが、そういった複線が実現した地域、今も単線の地域、そしてこれからそれほど嵐山町、小川町人口増加が見込めないというところで、引き続きこれを複線化を要望していくのかといったような、時流に応じた議論というのはこの会の中でされているのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答え申し上げます。

こちらは、毎年会議にて関係市町村が集まりまして、要望内容については検討しておるものがございます。やはり時代とともに地域に対する考え方というのは変わってきているところもありまして、今は都市から地方へということで移住促進というところも踏まえまして、そういった考えも盛り込みながら要望書を作成しておるものがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

ちょっと名目だけ見ると、いつつくったものを続けているのかなという印象がありますので、こういう会を発足させること自体は大事だと思うのですが、何を目標にして、どこが終わったらそれで終わりにしていくのか、そのようなことも考えながら負担金が発生するような会というのは進めていっていただきたいなと思います。これは要望です。

48ページ、次の質問に移ります。下のほう、コミュニティセンター給水施設の修繕工事が102万円入っています。これ以外に何かしらの修繕工事あるいは修繕の計画というのはあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答えいたします。

こちらの工事につきましては、毎年度予算計上はしておりませんで、修繕の必要がある場合に補正で対応しておるといったものがございます。施設としては劣化が進んでおりまして、毎年何かしらは壊れるというところで、その場しのぎといいますか、直せるものは順次直しているというところで現在管理を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、今年度コミュニティセンターにかかった修繕工事というのは、この102万円、この金額だけということではよろしいでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） お答えいたします。

102万3,000円のほか、上の修繕料というところがあるのですが、156万6,400円、こちらも修繕に充てております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、合わせて260万円程度というところになるかと思えます。建物にはライフサイクルコストという考え方があると思うのですけれども、これだけの規模で、そしてこれだけの年数がたっている建物に対して、現時点で260万円の修繕コストというのは比較的低いのかなというふうに思えます。なので、長寿命化、長期的に利用していくということをトータルで考えますと、これだけの修繕では足りないはずというふうに思えます。なので、コミュニティセンターは古い古いという意見はあって、そのとおりなのですけれども、果たして長期的な視点で修繕計画というのが立てられているのかなというのは疑問に思えます。できれば、建物、ライフサイクルコストというところを考えての計画というのが必要なのかなというふうに思えます。これは意見、要望です。

次の質問に移ります。54ページなのですけれども、下のほうに住基ネットワークシステム等システムに関する委託料や、電算システム使用料というような金額が入っています。例えば真ん中のほう、使用料及び賃借料のところ、住民基本台帳ネットワークシステム等使用料161万円、それからすぐその下、電算システム使用料624万円などというものがあります。今、パソコンで業務が主体でありまして、データがつながっていくということで、これだけの使用料が出てくるというのは当然かなというふうに思うのですけれども、そこで伺いたいのですが、このようなシステムを庁舎内で組んでいく、そのようなやり方でやっていくと思うのですけれども、これを一部でも庁舎外に出すということになったときに、コストというものは跳ね上がるものなのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） 総務政策課デジタル推進担当の武内がご答弁申し上げます。

基本的に、住民基本台帳を含み国のほうで進めております情報システムの標準化の中でこういった住基ネットも含めて20業務のほうを国が契約するクラウドサービスのほうに将来的に搭載していくという動きを今行っております。こちらについては、今の段階、先行団体、埼玉県町村会のほうで先行的に川島町と美里町さんのほうで先行稼働させておりますが、現状ランニングコスト等を考えると、若干の増額が見込まれるというようなお話は聞いています。ただし、システム自体、運用管理が国のクラウド上になりますので、管理自体は町にサーバー等を保有するよりも簡単になるというふうなことを伺っております。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

一昔前ですと、サーバーをそれぞれの会社なり自治体なりにしっかりと置いて、そこに情報を集めていく、そこからは出さないというのが基本の形だったと思うのですが、今、国が進めているシステムというのは、基本としてクラウドサービスということで、そうしますと、場所、庁舎というか、個人情報を含むかなり重要なデータも含まれてくると思うのですが、それを扱う場所が分散化したとしても、物体としての重いサーバーを置いていた時代よりは、はるかに庁舎の分散化はしやすい流れに今後なっていくというそういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） 総務政策課デジタル推進担当、武内がご答弁申し上げます。

サーバー自体は、庁舎に置く必要はなくなってきます。ただし、そういった国のほうで進めているクラウドサービスを請け負う業者さんのほうが、今のところアマゾンさんのほうのAWS、マイクロソフトさんアジュール、グーグルクロームさんのプラットフォーム、オラクルさんのクラウドサービス等4つぐらい国のほうではクラウドベンダーさんとして検討しているようです。埼玉県町村会では既にAWSを活用したクラウドサービスのほうを実施しております。ただし、サーバー等の機器などはそちらのクラウドサービス上で構築をかけるのですけれども、そちらにつなぐための線、こちらでいうとルーターだとか、そういった個人情報を通信するものですので、そういったところに接続する際には、どうしても専用線だとか通常のインターネットの回線とかの情報が入ってこないような線を構築する必要があります。そういったものはどうしても庁舎内に構築をかける必要がありますので、全て庁舎外等で構築ができるというものではないので、今後もそういったルーター等回線等は役場のほうの、今も電算室のほうに構築しておりますけれども、そちらから通信をする形を続けていきたいと考えております。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、根幹としてはクラウドサービスになっていくけれども、庁舎内でのシステムの構築も必要で、一部は有線になるのですか、それとも全て無線にするのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） ご答弁申し上げます。

優先というよりは、データセンターに接続する回線を契約して、役場庁舎から接続するものになりますので、例えば滑川町役場ですと、L GWAN回線を活用して、国と自治体しか接続しないような回線を構築していたり、通常のインターネット、情報収集を行うためのインターネット回線を

別に持っていたり、現在では住民基本台帳システムのような基幹システムだけを接続する、現在では、株式会社TKCのデータセンターを活用しておりますが、そちらのデータセンターに接続するための専用線を構築したりしておりますので、そういったデータセンターに接続する回線については、有線というよりはインターネットの中でほかの情報が混じらないような線を敷設しているという状況になります。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、今の保健センターのような少し庁舎から離れている場所の方が、このような住民の情報を取りたい場合はどのように構築しているのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） ご答弁申し上げます。

保健センターにつきましても、平成26年度に経営のベンダーさんを入れ替えた際に、保健センター、もともと住民基本台帳システム等にアクセスできる環境になかったのですけれども、そちらについても庁舎から保健センターまでの専用線を開通させまして、住基との接続ができるようにしております。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） その専用回線というところに距離的な制限というのはあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） ご答弁申し上げます。

インターネット等の改正の中で専用線を設けますので、距離的な制限はございません。ただし、占有で使用する領域を確保しますので、通常のインターネット線よりも料金が若干高額になるという状況になります。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。すみません。詳しくありがとうございました。

次の質問に移ります。94ページなのですが、滑川高校西通線排水ポンプ維持管理委託料、それからその下、東武東上線のポンプ維持管理委託料というのがあるのですが、今年、豪雨のために水害があったところがあるかと思えます。この排水ポンプって比較的ポンプが利かなくなってしまうというようなことが何回か起きていたかと思うのですが、このポンプの大きさ、容量というのは今のままで足りるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 建設課、お願いします。

○建設課副課長兼主席主幹・管理担当（松葉良次） 建設課管理担当、松葉が答弁させていただきます。

す。

ポンプの大きさということですが、今のところ3台ポンプが西通線には設置されております。そっちが順番にポンプが作動するような設定になっていまして、ある程度の水位に達すると1台目のポンプが作動します。それで下がるはずなのですが、それでもさらに下がらなくてまだ水位が上がるようだと2台目のポンプが作動するような設定となっております。今のところ、この一、二年の間なのですけれども、多分2台目が動いたことはないのではないかなと思います。1台目が動くと、降っているのがそんなに強い雨でなければ、5分程度稼働すると止まるところまで水位が1台でも下がるぐらいのポンプとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

住宅開発が月の輪、それから田んぼだったところで進んでいる中で、この辺の排水状況というのはどのように見通しを持たれているのかなというところでお聞きしました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。98ページ、公園費のところなのですけれども、駅前広場等清掃委託料439万円とあります。駅前広場は役場の管理になっているのかなと思うのですけれども、藤棚があったのですが、そこがかなり伐採というのか、強剪定というのがされていたりですとか、あと以前に比べてロータリーの植栽管理というのは手入れ度が落ちてきているかなというふうに感じます。駅前の玄関口ですのもう少し整備をしていっていただきたいと思うのですけれども、その点の、ごみ拾いだけではないところのロータリー、駅前の管理というところについては十分とお考えでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 建設課都市計画担当の福田が答弁申し上げます。

森林公園皆北口の駅前広場が中心になってくるかと思いますが、駅前広場の植栽剪定と、あとは駅前広場の清掃に関しましては、別で予算立てをしております、まず植栽剪定のほうでございますが、まず1点、藤棚につきましては大変恐縮でございますが、東武鉄道さんの用地という形で、そちらにつきましてはかなり強く切られたという情報も入っておりますので、東武鉄道さんに1度連絡を差し上げて対応しているところでございます。その後、藤というのは元気な植物でございますので、今現在伸びてきているかなと考えております。

続きまして、森林公園の北口駅前広場のメインとなる植栽でございます。こちらにつきましては、毎年、駅前広場の清掃とは別に予算書上ですと、98ページの公園費、委託料、公園等植栽管理委託料に計上しております、こちらシルバー人材さんと特定随意契約を締結いたしまして、定期的に植栽の管理を行っておるところでございます。シルバーさんの契約の中では、中低木をメインとして発注しております、高木になりましては状況を把握しながら民間植栽業者さんのほうに随時

発注しているところでございます。

主にメインとなってきますのが、草の管理かと思いますが、こちらに関しましては年間3回ほどの草刈りを予定しておりまして、随時入っているところでございますが、繁茂期に関しましては追加で発注したりして対応しているところでございます。やはり上野委員さんのおっしゃるとおり、玄関口となりますので、今後も現場状況を把握しながら、適切に維持管理ができるよう対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

公園等植栽管理委託料の764万円というのは、建設課で管理されている公園全てを合算しての委託料ということでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 建設課。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 答弁申し上げます。

こちらに関しましては、町内はございます駅前広場、街区公園、近隣公園、全ての公園を対象としております予算でございます。その中で個別に発注等しておりまして、この総額予算となっておりますところでございます。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

一般質問でもサルスベリ、街路樹のほうがかれてきてしまっているという話もあったのですけれども、剪定の仕方としてかなり強い、いわゆる強剪定と言われるもののような気がしています。シルバーさんをお願いしているということだったのですけれども、お願いしているシルバーさんというのは、剪定のプロというか、剪定の知識と技術がある方なのか、それともただ切っているような状態なのか、その辺が分かるようでしたら教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 建設課。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 答弁申し上げます。

こちらシルバー人材さんの技術的なものに関しましては、ちょっと聞き及んでいるところで大変恐縮でございますが、シルバー人材センター、全国組織のほうですか、そちらのシルバーの団体さんのほうで研修会を開いた上で実施しているところでございます。また、会員さんの中には、そういった業務に携わっていた方もいるという形でございまして、中には私もコンタクトを取るときがあるのですけれども、詳しい方もいらっしゃいます。また、シルバー人材さんが実施する剪定に関しましては、高木というのは実際頼んでいないところございまして、中低木、背が低い植物を対象として頼んでいるところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。行政報告書のほうでお願いします。24ページ、人事のところなのですが、採用者数が令和4年度は8人では、3年度は2人というところはかなり差が出ているのですが、この採用人数については平均的に同じような人数を採っていくというのが標準なのかなと思うのですが、このようなばらつきが出ているというのは何かしら理由があるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課、大林答弁いたします。

職員採用につきましては、平準化を基に採用計画を立てて採用しております。令和4年度につきましては、前年度に職員が自己都合退職された方が何名かいらっしゃいました。そういった関係で多く採ったというところがございます。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。分かりました。

次の質問に移ります。32ページをお願いします。32ページの一番下、消防組合負担金、常備消防費負担金なのですが、令和3年、令和4年というところで前年比107%の増加になっています。消防組合についてシステム統合のために広域にしたと思うのですが、本来効率化のはずで、コスト削減というところが目的の一つだったのかなとも思うのですが、ここコストが増えてしまっているところについて、その広域化、統合化の意義というか、効果はあったのかなというところをお聞きします。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

比企広域の広域化なのですが、これは今現在進めているところがございます、今現在まだ広域化に至っているところではございません。今後、その効果については見えてくるかなとは思いますが、ですので広域については今後図られるということで進められているところがございます。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 指令に関する部分だけでも進んでいるという状況ではないのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課、齋藤がご答弁申し上げます。

今、その指令の部分をまとめるために、比企広域さん並びに近隣の消防組合さんで検討して今後の事業を進めていくということで聞いておりますので、まだ指令については、まだ比企広域は比企広域というふうになっていると聞いております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。では、そちらについてはまだということなのですか、7.5%というところで比較的增加が大きいかなと思うのですけれども、この要因は何だとお考えになられていますか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 齋藤がご答弁申し上げます。

こちらについては、様々な人件費ですとかそういったものの上昇ですとか、そういったものも含まれていることと考えております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。39ページ、普通財産の貸付けについて伺います。現在17か所の土地の貸付けを行ったというふうを書いてあるのですけれども、行政財産、普通財産というものをこのように長期的に保有し、行政として利用するということがなく貸付けに用いている。このようなやり方というのは、行政が保有する財産として望ましいもの、認められるものなののでしょうか。あるいはこのようなやり方をすることに対して、期限というようなものはあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課長。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

まず、普通財産と行政財産についてはその考え方を異にしております、まず行政財産については、使用の目的があり、その目的外使用という形で行政財産の使用料というのをいただいているのが行政財産の使用料です。普通財産につきましては、行政財産ではない、使用の目的が決まっていない、いわゆる町有地等の貸付けをするに当たって収入があるのが普通財産の使用料というものをまず区別をさせていただいております。

当然ながら行政財産の使用料の収入及び普通財産の使用料につきましては、それぞれ法律等で位置づけがあったり、町の一般財源の収入確保という観点から、その収入の自主財源の確保ということを進めていくということで、こちらについては特段問題がないというふうに判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、現在行っている普通財産17か所、1,360万円というものはそのまま長期的に保有し、そして自主財源としていくという方針、そういう土地が集積されたものというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

普通財産の貸付けについては、現在貸付けをさせていただいている土地については、現状として特段活用がされていない町有地というのがほとんどです。それを貸し付けるということ、貸付けとつか、貸付けをするということによって町の収入になるということは町の財源確保という観点からふさわしいと考えますので、こちらにつきましては今後可能な限り普通財産の貸付けというものはさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

普通財産を取得するに当たり、購入費、取得費というものもあると思うのですが、これはこの貸付け収入と取得費というものは見合う金額になっているのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

まず、こちらの貸付けについては収入に係る観点でございまして、先ほどのご質問の公有財産の取得費については歳出に係る項目でございまして、現在、土地開発基金等で過去に購入した土地についての償還費というものは発生をしておりますが、今後、公有財産の取得に係る用地等については、現在未計画の部分も多いところでございまして、歳入歳出の観点からそれに見合うというようなお答えというのは少し難しいかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。42ページ、43ページにかかるところで町民税のところになります。42ページの一番下の表、令和3年から令和4年のところで法人税制というのは、前年比160%と増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により税収というのは落ち込む、そして厳しい財政というところが見通しとしてあったと思うのですが、結果、これで2022年、令和4年の決算が出て、2020、2021、2022というところがコロナの影響を大きく受けた年だと思います。トータル、終わってみて、町民税、税収というのはどれほどの落ち込みが見られたのでしょうか。あるいはさほどの影響を受けなかったのでしょうか。

まず、大丈夫ですか、42ページの一番下の表のところからお伺いをします。

○委員長（松本幾雄委員） 税務課、お願いします。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課町民税担当、内田が上野委員の質問に答弁させていただきます。

法人税につきましては、おっしゃるとおり令和3年の決算でいきますと2億1,800万円ほどとなっております。令和4年は3億1,300万円と、1億円弱回復傾向にあるものでございます。こちら令和2年につきましても2億900万円ほどと決算はなっておりますので、令和3年、令和2年については大変落ち込んだものとなっております。ただ、その前の年、コロナ前と比べてみますと、令和元年になりますと3億4,200万円と歳入決算になっておりますので、大体1億円から1億5,000万円ほどの法人税だけ見れば落ち込みとなっております。

答弁は以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。では、予測どおりの落ち込みがあつて、まだ回復には少なくとも令和4年度のところでは至っていないというところかと思えます。ありがとうございます。

次の質問に移ります。94ページなのですけれども、(11)、谷津の里づくり事業というものがあります。市民農園の貸出しを行っています。約6割の貸出しということになっているのですけれども、この市民農園を利用しているのは町内の方、町外の方、どちらが多いのでしょうか。どのような方に対して市民農園の需要というものが谷津の里はあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

今、ご質問いただきました谷津の里の貸し農園につきましては、現在、貸出し状況は6割強となっております。利用者の方につきましては、近隣また郊外の方含めて、割合で言うと、詳しいあれは今手元にはないのですけれども、かなり郊外の方もご利用されているということで組合のほうからは聞いてございます。滑川町町内の方も含めて利用していただいておりますけれども、町外の方もかなりご利用いただいているということで話は伺っております。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。このような利用状況が分かれば、今後、農園、畑あるいは収穫等の事業を展開していく上でどの辺に使用したい人がいるのかな、あるいは滑川町に来られる人がいるのかなというところの資料にもなるかなと思えます。

ありがとうございます。私からの質問は以上です。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ございませんか。

赤沼委員。

○委員長（松本幾雄委員） 暫時休憩といたします。

休 憩 （午前10時00分）

再 開 （午前10時10分）

○委員長（松本幾雄委員） 再開します。

赤沼委員、質問席へどうぞ。

○9番（赤沼正副委員） 9番、赤沼正副、質問をさせていただきます。

財政の健全化関連について質問をいたします。行政報告書10ページ、お願いをいたします。10ページの令和4年度一般会計歳出決算額（性質別）の表の中で扶助費について伺います。扶助費については、通常ですと子どもとか老人、あるいは障害者等の人口が減少していかない限り増えていくのがこれが通常かと思いますが、令和3年度に比べて令和4年度が減額になっていますが、これは令和2年度等から始まった地方創生臨時交付金等の扶助費関連事業が少なくなってきたということ減額になっているというふうに理解をしてよろしいのかどうか、あるいは他の理由があるということであればお答えをお願いをいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

令和3年度から令和4年度にかけて扶助費の決算額が大きく減額をしている要因といたしましては、先ほどご質問の中にもありました地方創生臨時交付金事業とはまた別の要因になっております。減額要因といたしましては、令和3年度に国のほうで実施をいたしましたゼロ歳から高校3年生までの方、お子様1人当たり10万円の支給をした事業として、子育て世帯等臨時特別支援事業というものがございました。こちらについて令和3年度の決算額が3億6,500万円町のほうで出ておまして、この決算額というのは扶助費に分類がされております。したがって、この事業については令和3年度に実施をし、令和4年度については事業の実施がなかったということから、扶助費が大きく減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 赤沼委員。

○9番（赤沼正副委員） ありがとうございます。

ちょっと私勘違いいたしまして、今の事業、令和2年度かなというふうに理解をしておりました。ちなみに令和2年度は多分、これも多いかと思うのですけれども、数字が分かりましたら教えていただきたいのですけれども、いいですよ。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

令和2年度の扶助費の決算額については、15億5,186万4,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○9番（赤沼正副委員） ありがとうございます。

続きまして、行政報告書の次のページ、11ページ、お願いをいたします。この財政指数の推移の中で一番下の標準財政規模、これが増えますと公債費比率が下がってくるわけですが、令和2年度、令和3年度、令和4年度におきまして、標準財政規模が大きくなっておりましても、この令和3年度と令和4年度におきましては、令和2年度の国勢調査の人口、これが出たということでその人口が採用されたことによって、地方交付税が増額になったものと推測はできるのですが、令和2年度が令和元年度に比べて大きくなっている理由は、これは何ですか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

まず、標準財政規模につきましては、地方公共団体の地方税ですとか、地方交付税など通常経常的に収入される一般財源の標準規模というものを示しているものでございます。この標準財政規模については、次の3つが算定されております。まず、1つ目が標準税収入額、2つ目が普通交付税額、3つ目が臨時財政対策債発行可能額、以上3点の合計金額が標準財政規模の数値となっております。

ご指摘のとおり令和元年度から令和2年度にかけては、標準財政規模が約2億7,700万円程度増額となっておりますが、こちらの要因については次の2つになります。まず1つ目は、普通交付税の増額ということで、前年度と比べて約1億1,000万円ほど普通交付税が増額になりました。こちらの理由ですけれども、令和元年の10月から幼児教育・保育の無償化事業というものが開始されたことに伴いまして、本事業に係る経費については令和2年度から普通交付税の基準財政需要額に算入がされるということで普通交付税が大きくなっております。

そして、2つ目の理由ですが、標準税収入額が約1億800万円ほど増えております。こちらの要因としては、時期は同じですけれども、令和元年の10月に消費税率が8%から10%に増えたと思えます。このことに伴いまして、令和2年度に消費税に含まれておりますが、地方消費税の関係ですけれども、その交付金として地方消費税交付金が地方自治体のほうに交付されておりますが、令和2年度はその原資が前年度より増えたということから、増額になっているということで説明をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 赤沼委員。

○9番（赤沼正副委員） 令和3年度と4年度については、一番影響あったのは2年度の国調の人口、それが増えたということで交付税が増えたというのが一番の要因というふうな形でよろしいのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えいたします。

令和2年の国勢調査の人口の採用というのは令和3年度から始まっておりますので、3年度、4年度についてその国勢調査の人口の増に伴い、普通交付税が増額していることは間違いありません。その他の要因としては、やはり滑川町においては、子どもの数が増えているということで社会福祉費という個別の算定経費があるのですが、そちらの需要額が増えていること、また75歳以上の高齢者人口も増えているということで、その算定項目が増えているということもほかの理由としてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 赤沼委員。

○9番（赤沼正副委員） 丁寧にご説明をいただきまして、ありがとうございます。

の質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ございませんか。

中西委員。

○12番（中西文寿委員） 12番、中西です。質問させていただきます。

行政報告書のほうから質問をさせていただきます。7ページでございます。町債についてですけれども、前年度比大幅な減額になっておりますが、これはここに書かれています臨時財政対策債というのが減少になったからであって、4年度の数字が例月どおりであるということによろしいでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

令和4年度の町債が大きく減額をしているという理由ですけれども、臨時財政対策債の発行額が前年度と比べてマイナス4億1,999万7,000円減額になったというのが主な理由でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） そうすると、令和4年度の金額というのが例月どおりの金額であるということによろしいのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） すみません。ちょっと今質問が聞き取りにくかったので、もう一度質問のほうお願いしてもよろしいでしょうか。

○12番（中西文寿委員） すみません。その数字がその前年に比べて減少した理由は分かったのですが、今期というか、昨年度の数字というのが例月どおりの数字であるということによろしいのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えさせていただきます。

まず、令和4年度の臨時財政対策債の発行額につきましては、1億3,400万円程度の発行額でありました。この金額というのが例年の発行額と比べて高いのか低いのかというところのご説明ですが、こちらについては例年よりも低い金額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） 分かりました。

11ページです。11ページの公債費比率、実質公債費比率のほうから見まして、地方債の発行規模が小さいのかなというふうに思いまして、まだこれ起債の余地があるというふうに見られるものなのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

公債費比率、実質公債費比率の数値というのが比較的小さいというご指摘でございまして、その発行についてはまだ発行できる余地というものはあるかと思えます。ただ、1つ申し上げさせていただきたいのが、特に実質公債費比率の観点ですけれども、この比率というのが、埼玉県の特に町村平均によって他の自治体と比べたときに高いのか低いのかという話なのですが、滑川町はまだ比較的平均よりも高い数値になっています。ですので、地方債の発行については当然慎重に発行しなければいけませんので、発行する余地はあるとしても、その起債の発行については十分健全財政のために、その発行というのは見極めながら発行のほうはさせていただきたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。よく分かりました。

○議会事務局長（岩附利昭） すみません。中西委員。マイクを持たずに発言してもらっていいですか。

○12番（中西文寿委員） 分かりました。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） 12ページです。経常収支比率ですが、前年度比8.1%増ということで大幅な増加になっているわけですけれども、前年度が非常に低いのかなというふうに思うのですが、その理由は何でしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

経常収支比率のまず令和3年度の比率については79.2%でございまして、令和4年度については87.3%でございました。令和3年度の経常収支比率というのが大幅に低くなっているという理由でございしますが、経常収支比率については、計算方法として分母に地方税や地方交付税等の経常的な

財源ですとか、臨時財政対策債の数値を取ります。令和3年度については、その分母となる数字について普通交付税、そして臨時財政対策債の発行額が過大であったということから分母の値が大きくなっておりまして、令和3年度の経常収支比率については79.2%と少し数字のほうを抑えられているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

次に、同じページのところで実質収支比率3%から5%が妥当であって、健全財政維持のために10%前後というふうに書かれていますということで、この数字自体がそもそも年度ごとに幅が大きくなっているわけですけども、その理由は何で、結局、どうなっているのがいいということなのか教えていただけますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

行政報告書にも書かせていただきましたが、特段、実質収支比率の適正な額というものの決まりはございませんが、一般的には健全財政の維持のためには10%が適当だというふうに言われております。実質収支というところだと、具体的には、繰越金の額という考え方にはなりますが、令和3年度、令和4年度が実質収支の比率が10%を超えているということで非常に高い数値になっております。これは、繰越金が非常に多かったという理由ですけども、令和3年度及び4年度については、まさにコロナ禍の状況でございました。町のほうの財政についても各種事業等取組を予定していたものが予定がなかったり、または歳入予算の特に町税の予算項目については、厳しい歳入予算の見積りを取ったということから繰越金の額が多く出たということから、実質収支比率については非常に高い数値となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございました。

続きまして、23ページです。23ページのSNSの運用というところに関して質問させていただきたいのですが、近隣の市町村からツイッター、今はXというのかな、でのイベントの紹介というのが結構入ってくるのですけれども、滑川町の報知というのは見たことがないので、多分やられていないのではないかなというふうに思うのですけれども、それをやらない理由があるのかということと、併せて今の話とはちょっとずれるのですけれども、テレビ埼玉のほうで各自治体からのお知らせというのがデータ放送で見ることができるのですけれども、ほとんどの市町村がそこに登録していて、いろいろな報知ができる、やっているわけのですけれども、滑川町にはそこには出てこないのです、多分登録していないのだと思うのですけれども、それはどうしてやられていないのかについ

て教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 総務政策課秘書広報担当よりご答弁を申し上げます。

まず、滑川町のSNSで事業に関する周知が少ないということですが、こちらSNSにつきましては、本年度の4月より運用の開始をさせていただきました。掲載する内容につきましては、各課のほうで担当する事業の周知したい内容を秘書広報担当のほうに持ってきていただいて、秘書広報担当のほうで投稿をするというような形で投稿を行っております。

投稿する内容ですが、最近ですと納涼盆踊り大会ですとか桜まつりの開催についてを掲載していたかと思えます。そのほか戦争と平和を考える写真展の周知ですとか、公民館講演会の周知などについて行っているところです。委員おっしゃられるように事業の啓発とか周知について、もう少し工夫して多く載せられるように今後検討してまいりたいと思っております。

また、テレビ埼玉で行っている自治体のお知らせ欄についてですが、こちらは昨年度まで掲載のほうを行っておりました。昨年度、事業の内容について検証したところ、近隣の市町村などのお話を伺ってもちょっと効果が薄いようなところがあるというお話も聞きました。こちらについて年間66万円の予算を投じて掲載を行っていたところですが、事業の内容とコストのバランスがちょっと悪いといったところで、今年度その事業については廃止したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

ツイッターについてはやっているけれども、頻度が少なかったのもう少しやっていくようにしたいということで理解しました。

テレビ埼玉のほうは、あのお知らせを使えば、例えばこの前のお祭りだとか、あれで延期になりましたみたいな報知ってあれですれば、皆さんも簡単に、1週間延期になったのだから分かるし、使い道っていろいろあると思うのです。だから、それって、ちゃんとそういう町の状況とか、そういうものが見られますよという報知が十分ではないから見る人も少ないということであって、きちんと報知をして、それを見たら町の様子がよく分かるのですよということを報知すればそれなりの効果が出てくるのではないかなというふうに思いますので、そこについてはいま一度考えていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

○委員長（松本幾雄委員） 答弁願います。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 1点申しそびれてしまったのですが、町で活用しているSNSについては、ツイッターではなくラインを用いた情報発信を行っております。

それから、テレビ埼玉でのお知らせ欄を使った周知の方法についてですけれども、今後、ホームページとか広報紙ですとか、ラインを用いた情報を積極的に発信していくことで、そちらの分の周

知も賄ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） すみません、しつこくて。そのラインだとかというのは、やはりスマホだとかを十分に使えない人というのはいるので、やはりテレビのほうが誰でもテレビは使うわけでして効果があると思うのですけれども、テレビのほうはやはりかたくなに使わないということになりますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 確かにスマートフォンを使うことがではない方というのもある程度の方いらっしゃるかと思うのですけれども、テレビでの周知方法については、今後もう一度検討して、どういった方法があるのか検討してまいりたいと思います。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

次に、35ページの集会所施設整備事業のところに関係してご質問したいのですが、新規住宅地の開発というのは、それなりにいろいろなところで行われているのかなというふうに思っていて、そこにおける集会場の設置というのはどうなっているのか、民間業者に開発を今任せている場合が多いと思うのですけれども、民間業者に負担させて集会所を設置するということはできるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答え申し上げます。

現在、集会所につきましては、地域で必要なもの、施設について地域の合意に基づいて設置させていただいているというところがございます。今後、集会所新設、または統合等する際には、またお住まいの使われる方とお話を通して町でも検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） そこで、ちょっと問題だと思っていて、例えば十三塚で今新規で住宅ってどんどん、どんどん開発されていくわけですけれども、あそこには古い集会所があって、それをどうするのかというのはよく地元では話題になるわけですけれども、新規に開発をどんどんしていくときに、やっぱり集会所ってないと集まれない、遠くまで行くというのはやはり不便なので、近くに造りたいですとしますと、ただそれを地元負担ですって言われてしまうと、新たにその土地を買って家を建てましたという人たちに、集会所を造るからお金出してくれと言ったって、これ出しっ

こないですよ。だから、当然できないということになってしまうので、そうすると、その自治体の活動というのもきちんとやっていかれないですし、やはりちゃんとした運営というのができなくなっていくので、そこはちょっと考えてもらわないといけないのではないかなというふうに思いますが、考える余地はないのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） お答え申し上げます。

集会所の設置につきましては、全額地元負担というわけではなく、現在、補助金の要綱も設けまして、町としても補助しているというところがございます。ただ、やはり委員のおっしゃるとおり、地元負担というのがなかなか重いというところで、そもそも若い方なんかは使わないという方がいる中で負担をしていくのは難しいというお話もお伺いしておりますので、そちらの件についてはまた個別の案件になると思いますので、地域の方とまたお話しする中で方向性というのを見極めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

次に、51ページのほうから質問をさせていただきたいと思っております。自動交付機について利用率が今51.4%、これ利用率と言っているのは窓口を含む総発行数に対する自動交付機の利用率が51.4%ということですが、一般質問のときにご質問させていただいたのですが、この自動交付機については、システムのほうの寿命も近く、廃止の方向であると、ここで聞いていいのかな、ちょっと質問させていただきます、取りあえず。廃止の方向であるというふうにお聞きしましたが、これが廃止になったときにこの51.4%もの利用率があるものがその後どうなるのかなというものがちょっとよく分からないのですが、教えていただけますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、ご答弁させていただきます。

一般質問のときの繰り返しの数字にもなってしまいますのですけれども、実際に今現在あるとおり、行政報告の中では51.4%利用率ありますよと、これ窓口と、それから自動交付機を使っている比率なのですが、これは税証明まで今入れますと、45%程度が窓口との全体に対する自動交付機の利用率です。この中で私のほうで質問の中で注目したのが、窓口が開いていないときにどの程度の人間が自動交付機を使っているのかという数字を出さしてもらいました。答弁の中でも答えたのですけれども、それが今やっているのと比べると、土曜、日曜、祝日の8時から5時まで、それから平日の時間外の7時まで、こちらは本庁舎のほうのみになるのですけれども、こちらを利用されている方が自動交付機を使っている方の中の割合としては、およそ12%前後ということになります。なので、これを廃止した場合には、この12%の方々が実際には何らかの手段があれば窓口が開いているので

町民保険課の窓口で申請ができるのですけれども、12%程度の方はどうしても今まで開いていないときに利用された方の数字なのだなということで、こちらは認識させていただいております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） 分かりました。そうすると、自動交付機がなくなると窓口で発行することになるということよろしいでしょうか。

○町民保険課長（會澤孝之） 現在、ほかに手段がなければそういう形になるのですけれども、なぜなくなっていくかということ、今マイナンバーカードを使ってコンビニ交付、ご周知のとおりコンビニでもって交付ができますよという形で動いています。機械のほうを作っている製造メーカーもコンビニ等で使っているいわゆるキオスク端末、コピー機みたいな形ですけれども、あちらの製造にかなりシフトされているという情報は得ています。なので、自動交付機自体の製造がかなり細くなってきている。それで、部品も少なくなってきている、維持管理もできなくなってきているということで、かなり我々としても維持をしていくについても選択肢がかなり狭められていますよという状況の中で、来年の11月に向けて、11月が現在の諸契約の末ですよということでお話をさせていただきました。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。93ページの一番上のところに新規作物導入事業補助金というのがあるので、これはどんなことをやっていくのか。また、この補助金を出してやってどのような成果があったのか、教えていただけますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

ご質問いただきました新規作物導入事業補助金、令和4年度の決算額18万5,000円でございますが、こちらについては町の中の農業の振興と土地の有効利用を図るため、町の予算内において補助しているものでございます。この18万5,000円の内訳につきましては、ぶんやまの里の維持管理に係る経費と、あともう一点、菅田の里、こちらの管理に係る経費ということで、新規作物導入事業補助金の中から18万5,000円という形で支出のほうをしてございます。

作物につきましては、こちらぶんやまの里については柿のほうを主に、場所については森林公園の中央口から西のほうに向かっていって坂上って下りた辺りのところの右側の傾斜地なのですが、そちらの土地について柿のほうの栽培をさせていただいております。

菅田の里につきましては、森林環境保全の近くなのですけれども、そちらのほうで柿と、あと栗

のほうの栽培をして里山の保全含めた管理をしていただいております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

新規作物として柿と栗を、今後町として、ちょっと大げさな言い方するとブランド化して進めていこうという考えはあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 答弁申し上げます。

今お話をいただきました柿、それから栗、もう一つお米、この3つにつきまして推奨して取り組んでおるところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

ぜひ滑川ブランドのものをというふうに私常々に思っているのですが、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、次のページです。94ページの11、12のそれぞれの事業について、どのぐらいの収益が上がっているのか教えていただけますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

谷津の里と伊古の里の収益ということでございますが、こちら谷津の里づくり事業のほうにつきましては、主な収入については先ほども少しご質問ございました貸し農園のほうが200弱ほど今区画のほうがございまして、およそ6割強の現在利用状況となっております。そちらのほうが主な収入の形となっております。こちらのほう委託費ということで計上してございます主なものについては、人件費、維持管理費、そういったものが大きな要因となっております。

また、伊古の里についてでございますが、こちらの主な収入につきましては、農家レストランの体験施設の使用料等を主な収入という形で計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） すみません。今のところはどのぐらいもうかっているのかをちょっと知りたかったのですけれども。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 答弁申し上げます。

もうかっているのかという点につきましては、こちらもうかっているという言葉には当てはまら

ないのではないかと思います。

ただ、どちらの里につきましても、現在、指定管理ということでその伊古の里、谷津の里の維持管理のほうご尽力いただいて管理のほうをやっていただいているということで、もうかっているという言葉には当てはまらない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） すみません。もうかっているって、ちょっとすみません。あまり適当な表現ではなかったですけども、すみません。要は、収益的にはプラスになっていないけれども、今後プラスにしていくように頑張りますということですよ。そのように理解しました。

同じページの13番、耕作放棄地の対策ということで実績としてはゼロということなのですけども、思うように進んでいないということだと思いますが、それに対する対策は何かあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課長。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

こちらにつきましては、今お話をいただきました耕作放棄地の対策事業ということで、4年度の実績はゼロだったのでですけども、こちらについては先ほどお話しさせていただきました推奨作物を含め、柿だとか栗だとかの苗木の補助という形で、苗木代の2分の1なのでですけども、補助、1本当たり上限は700円ということなのでですけども、補助のほうをさせていただいております。こちらにつきましても申込みのほうがあるようでしたら、ぜひ産業振興課のほうにお声がけをいただければと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

今のお話は、耕作放棄地解消事業というのでは使っていないけれども、ほかのことでやっているということですね。分かりました。

97ページの商工振興対策のところですが、これについてはどのような対策を施してどのような成果を上げられたのか、教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より答弁申し上げます。

ご質問をいただきました商工振興対策ということで、こちら行政報告書の中には、町商工業の振興を図るため、商工会への活動事業費の一部として町の補助金として交付して、内容といたしましては、商工会に対する補助金が682万150円、また商工振興資金利子補給事業の補助金ということで、

こちらは中小用の近代化資金の利子補給ということで、40事業者を該当に67万9,400円という支出となつてございます。こちらまた、商工会のほうにはコロナの影響を受けた町内事業所の皆様に、こちら国の臨時交付金を活用いたしまして、社会保険労務士、また中小企業診断士によりまして経営相談の業務のほうを行い、4年度の実績については、相談件数が13件、また創業塾のほうも商工会のほうで実施しており、こちら4年度については合計4回コミセンのほうで実施し、参加者としてましては23名、商工会のほうに対しまして振興のほうの補助ということにはかなりつながったものと考えております。

以上でございます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） すみません。産業振興課長、補足させていただきます。

中西委員のご質問の中で、先ほど97ページ、商工対策費という形でお話をさせていただきましたが、これは実績とかというのではなくて、補助金で商工会にお渡ししている金額でございます。それで、その中で商工会の利子補給金、こちらのほうが商工会でお借り入れして、商工会員さんがお借り入れしているのですけれども、そちらの利子補給で実施している町としての補助金でお渡ししている金額です。

委員さんが質問をされていた多分趣旨のところでお話しすると、98ページのところになります。98ページの（8）、一番下のところですよ。こちらのところが事業実績になっております。その中で中小企業にサポート業務という形で先ほど吉野のほうがお話しさせていただいた業務を行ったりとか、創業塾という形で事業を実施しておりますので、商工会の事業に関する実績とすると、こちらの98ページの部分になるかというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

それでは、98ページのところに書かれている工業立地のところですよけれども、新規誘致企業なしとあるのですけれども、これについては、ただ待っているだけではなかなか手を挙げてくれる企業もないかと思うのですけれども、やっぱり営業活動というのが必要なのかなというふうに思うのです。これについてはどのような活動をしているのか教えていただけますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

まず、こちらのほうの企業立地のほうなのですよけれども、まず滑川町のほうに進出したいという形の業者さんがいらっしゃった場合に、まず庁内会議が開かれて、そしてそちらのところで新規事業ですよというお話になったときに、こちらの1年目、2年目、3年目という形の補助金が出てきます。さらに、県のほうにも滑川町からこういう企業さんとか、この土地がありますという形はコマーシャルという形では出しておりますので、今現在、県のほうに出しているような状況でございます。

そのような形で、推進という形では県のほうにお話しするとか、商工会のほうにお話しするとかという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） すみません。ちょっとよく理解できなかったのですが、誘致をするという活動自体はされているのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 産業振興課。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、ご答弁させていただきます。

誘致事業のほうの事業という展開で話をすると、積極的なことはちょっと私どもが企業さんに行っている形は行っておりません。ただ、滑川町にはこういう推進する土地がありますよとかというそういう広報活動ぐらいだけ、そういう形は行ってあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

私の質問は以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（松本幾雄委員） 暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時05分）

○委員長（松本幾雄委員） 再開します。

どなたか質疑ございませんか。

阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。質問させてください。よろしく願いいたします。

まず、決算書から行きたいと思います。まず、10ページの歳入なのですが、個人町民税の個人と法人についてちょっとお聞きしたいと思います。個人については、この間、コロナとか経済的な様々な要因とかあるにしても、ほとんど大体順調にというか、人口増に伴う増加ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） お願いします。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課長町民税担当、内田が阿部委員の質問に答弁させていただきます。

おっしゃるとおり人口増に伴う増加で問題ないかと思えます。うちのほうの集計でも給与所得者の増加が一番多いものになりますので、それによる町民税の増加が見込まれているものと思われま

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 同じく法人なのですけれども、これについてはかなりこの間2年ぐらい落ち込んでいたのですけれども、かなり回復をしてきたということだというふうに思います。その内容についてなのですけれども、以前もちょっと質問させていただいたことあるのですが、工業団地の中にある_____、かなりの日立の下請なのか、車関係の製造を行っている企業だと思うのですけれども、それがいわゆる連結決算か何かにして、法人税がゼロになってしまったというような経緯があったのですけれども、そこは今どうなっていますか。

○委員長（松本幾雄委員） 税務課。

○税務課主任・町民税担当（内田裕太） 税務課町民税担当、内田が阿部委員の質問に答弁させていただきます。

以前は、そういったような原因があって法人税減収があったそうなのですけれども、今回につきましてはコロナの影響で、例えば鉄道業のところとか、自動車部品の製造業の企業が大変な減収を被っておりましたので、それが回復してきたことによって今回の増収になっていると思われま。なので、阿部委員の先ほど申された企業様の連結がどうかというものが関係しているものではないかと。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっとまた後で詳しくお聞きしたいと思います。

続いて、14ページなのですけれども、地方消費税交付金について、毎年のように大きな増収になっているのですけれども、ところが今回は前年度よりもかなり減らした金額になっているのですけれども、ここはどういう理由でしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

初めに、地方消費税交付金については、2つの決算がございます。先ほどご指摘があった14ページ上段にあります地方消費税交付金社会保障財源分と、もう一つが前のページに戻りますが、12ページの一番下になりますが、地方消費税交付金の一般財源分というこの2つの交付金がございます。

まず、前年度と比較でございますが、共に前年度より増額になっております。地方消費税交付金一般財源分につきましては、前年度よりプラスで1,697万4,000円の増。14ページにあります社会保障財源分については前年度対比でプラス2,390万7,000円の増となっております。地方消費税についての原資というのが確保されたということでこの交付金が増額になったというのが主な理由だと思っておりますが、この詳しい理由は定かではありませんが、推測をするに、近年の物価上昇等により消費税という税収というのが上がったことに伴い、地方消費税についても上がったということで、地方

に配分される交付金も増額されたというような理由かなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） この前のページがあったのですね。分かりました。

それにしても、消費税率が上げられて、今物価高で消費税、要するに物価が上がれば消費税も上がるということになるわけですから、全く二重、三重のそういった要するに物価高をさらに上乗せするというこの消費税の在り方については問題だなというふうに思っています。ここで言ってもしよがないのですけれども、本当に大変な状況、こういった政治の責任というのは非常に大きいなというふうに思います。

続いて、その下の地方交付税なのですけれども、地方交付税がこの間、令和2年から比べれば約2倍ぐらいになっているかなというふうに思うのです。この理由についてちょっと教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、近年の普通交付税額というものは増額傾向になってございます。令和4年度の普通交付税額につきましては7億787万4,000円ということで、前年度の対比でいきますと、プラスで2,843万9,000円の増額になっております。この主な理由ですけれども、先ほどの赤沼委員さんの答弁とも一部重複をする箇所がございますけれども、普通交付税の算定においては基準財政需要額と、それに伴う収入額というものが算定対象になりますが、近年、基準財政需要額というものが増額傾向にあります。この理由といたしましては、子どもの人数というものがやはり増えているということでの社会福祉費の増額ですとか、高齢者の人口割合が増えていることでの需要額の増額というものがございます。

あと、令和4年度につきましては、追加交付というものがございました。臨時経済対策費という形で普通交付税が4,000万円ほどプラスになっております。この背景といたしましては、やはり近年の物価上昇ですとか、そういう社会情勢の変化に伴って、国のほうも地方交付税を地方に配分をするということで、より財政の運営をしやすくするという国の措置だと想定をされます。以上のよなことから、近年普通交付税というのが増加傾向にあるという理由でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） これは、需要額との関係だというふうなお話なのだけれども、私、ちょっといつもずっと疑問に思っているのですけれども、滑川町の交付税というのは非常に低いのですよね。他の市町村、周りから比べて、これ何でなのかなというふうに、例えば嵐山にしても10億円からの普通交付税が支給されているわけなのですけれども、何かこの計算の、人口にしても様々な要因いろいろあるのだろうけれども、なぜかなというふうにいつも思うのですけれども、それ理由と

いうのは今分かりますか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

今、具体的な自治体名が嵐山町さんというお話が出ましたので、その自治体との比較をさせていただきますと、令和4年度の滑川町における基準財政需要額及び収入額につきましては、行政報告書のほうの11ページのところの一番上の表の基準財政需要額等収入額という数値のほうに記載をされております。嵐山町さんにつきましては、令和4年度については基準財政需要額については約37億円、一方収入額については27億円という数値になっております。このことから、需要額については滑川町のほうが若干は高いですが、収入額については滑川町が非常に多いというような数値ということです。

これは、どのようなことを背景としているかという、まずは収入額については町税ですとか各種交付金の75%が普通交付税の算入対象になっているということから、嵐山町さんとの比較においては、やはり滑川町はそれだけ税収があるということで普通交付税の額というものが少ないのかなというふうに推察できます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、36ページの臨時財政対策債なのですけれども、これ先ほどの質問あったのですけれども、これは減額されるというのは、交付税によってそれを賄うという意味で減額されているのか。それとも、必要なのもっと対策債を使わせてほしいというふうに言えないのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

まず、臨時財政対策債の発行額というものが令和4年度については1億3,445万2,000円で行いました。これは、普通交付税の算定において発行可能額ということで、この金額が上限という形で滑川町のほうで発行ができる金額となり、滑川町についてはその発行上限、満額で借入れをしたということです。過去の発行額と比較をする中で、この金額というものは非常に少なくなっているわけなのですが、理由といたしますと臨時財政対策債については普通交付税と密接に関係があり、これが前年度と比べて大幅に減額になったということは、一方で普通交付税として現金として交付があったということが解釈できますから、臨時財政対策債については前年度より大幅に減額となっているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 臨財債については、私も交付税で行うべきだということを主張してきたわけですが、そういう方向に向かっているということであればいいかなというふうに思うのです。要するに、臨財債は少なくなっている分は交付税で来るという考え方でいいわけですね。

あと次に、22ページお願いします。自衛官募集事務委託金ということで2万1,000円の歳入があるわけですが、これはどのように使われているのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

こちらにつきましては法定受託事務として自衛官募集の広報をしたことによって、こちらの収入を委託として得られたということになっています。広報というのは広報紙に掲載をしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっとこれとはあれなのですけれども、自衛官募集の広報ということで、先日防災訓練のときに自衛隊のブースができてやっていらっしゃったわけなのですけれども、あれの経緯というのはちょっと教えてもらえますか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

本年度、地域防災訓練、9月3日に実施いたしました。その際に自衛隊さんのほうのブースを設けたという経緯でございますが、こちらにつきましては地域防災訓練を開催するに当たって、何か目新しいことがないか、皆さんに周知できることがないかということ考えた中で、自衛隊さんのほうからこういうことにご協力できますよということで、支援活動の様子を報告することができるというような内容をいただきましたので、こちらを今回は参加者の皆さんに、大規模災害時にはどうしても自衛隊さんのご協力なしには復興ということが考えられないことから、自衛隊さんの災害時の支援活動の報告をしていただくということで、地域防災訓練には参加していただきました。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 実際に防災訓練という名目のだけなのですが、実際やられていたのは広報活動なのですね。自衛隊員の募集についていろいろやられていましたので、これはちょっといかがなものかと、この場にふさわしいのかなというふうに思うわけなのですけれども、いかがですか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） ご答弁申し上げます。

地域防災訓練として町としてお願いしていたことにつきましては、災害時の支援活動のご周知ということでお願いをしておりました。ですので、募集について町のほうから特段その場でお願ひしますといったことではありませんが、そういったことがあったということであれば、少し自衛隊さんとお話をしなければいけないのかなということもあるのですけれども、ただし今後の地域防災訓練においても、自衛隊さんにつきましてはより実地訓練、要は炊き出しですとか、そういったものもご協力はいただけるというようなお話もいただいておりますので、より訓練、今回は支援活動の内容の周知というところでなっけてしまいましたが、より実地、土のうを作ったりですとか、炊き出しだったりですとかそういったものも訓練として自衛隊さんにも参加していただけるようなことも検討しなければいけないかなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 続いて、40ページ、これはいいです。ごめんなさい。

続いて、先ほどの質問とちょっとダブるのですけれども、54ページのコンビニ交付と自動交付機の関係なのですけれども、先ほどの答弁で、休日の数字を見ると12%ぐらいなのだと、だから休日にあまり使っていないので、平日だったら庁舎に来てもいいのではないかみたいな答弁だったと思うのですけれども、つきのわと本庁舎の機械があるわけなのですけれども、それぞれの数字等は分かりますか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課、どうぞ。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、ご答弁させていただきます。

夜間の数字ということでよろしいのでしょうか。

○5番（阿部弘明委員） いや、分かる数字みんな教えてください。

○町民保険課長（會澤孝之） 休日の利用率ですと、令和4年度の数字で、本庁、役場のほうにある機械でいくと5,588、それからつきのわの駅にあるので2,714、合計で8,302の利用率がありました。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 役場が5,500、つきのわが2,700、合計すると、これは全体の数字ですか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課長（會澤孝之） 自動交付機の中での割合です。割合というか利用数です。窓口は含んでいません。あくまでも自動交付機で使った数字です。

○5番（阿部弘明委員） 合計すると……

○町民保険課長（會澤孝之） 8,300です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっとよく分かりませんので、また教えてください。

いずれにしても、私は無理があるのではないかなと思うのですよね。マイナンバーカードを保険証として使えるようにしている人が今どのくらいいらっしゃるかちょっと分かりますか。

○町民保険課長（會澤孝之） 保険証のほうですか。

○5番（阿部弘明委員） 保険証。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課長（會澤孝之） 保険証のほうのマイナ保険証の方ですよ。こちらは取り方がまた別になってしまうのですけれども、先日お答えしたとおり、国保でいけば国保の中で4割強の方がひもづけが済んでいます。自動交付機とはちょっと話が違ってきてしまうのかなと思うのですけれども。

○5番（阿部弘明委員） それはそうですね。ちょっと話がごちゃごちゃになってしまった。ごめんなさい。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） これは、国保のほうで聞けばいいわけですかね。この午後のね。分かりました。

あと、ちょっと行政報告書のほうで聞きたいのですが、まず36ページの地域集会所のことなのですけれども、先日、羽尾平の集会所のエアコンの室外機が盗まれてしまって、これは町からの補助というのはあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答えいたします。

室外機の工事につきましては、補助金の要綱に基づきまして2分の1の補助をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。

あと、38ページ、39ページ、先ほど上野委員のほうからもありましたけれども、38ページの行政財産の資材置場というのは、フジミ工研のやつですか、これ。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり資材置場については、フジミ工研さんへの貸出しの使用料となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。

続いて、40ページのコミュニティセンターのところですけども、毎年のように修繕を行わなければいけないというふうに答弁もされているわけですけども、私、要するにちょっと考え方が違いますけれども、取りあえず今コミュニティセンターがあって、それは皆さん使わなければいけないわけですけども、こういった毎年のように修繕を繰り返すと、この前も空調が壊れて使えなくなったとかいろいろありましたけれども、そういう意味では、それなりの大規模な修繕が必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答えいたします。

毎年、委員のおっしゃるとおり補修工事というのを、簡易なものにつきましてはさせていただいております。実際、大規模なところにつきましては、2階のトイレが2か所使えなくなっているというところで、なかなか簡易では直らないものにつきましては、現在のところ工事は見送りというところになっております。空調もやっぱり型式が古くて、灯油を燃やして水を冷水、温水を循環させる方式を取っておるのですけれども、やはり水漏れというところで毎年のように工事が発生しているところになります。これをやっぱり直すとなりますと、大規模に空調入替えというものが必要になってまいります。こちらにつきましても非常に金額が大きいので、見送りということになっております。やはり次の施設というところも想定しながら、大規模な改修というのは実施する必要がありますので、その辺も見極めながら発注してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 要するに壊れたら直すという今のやり方では駄目なのではないかということなのです。もう壊れないようにしておかないと、いざというときに使えないということになるわけですけども、どうですか。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・企画調整担当（久保島 賢） お答えいたします。

先ほどの繰り返しになってしまうのですけれども、やはり大規模な工事というのは大きな金額がかかりますので、やはり委員のおっしゃるとおり直せば安心はするのですが、いつまで使い続けるかということも非常に大事なところになってくるかと思っておりますので、そちらも見極めた上での補修工事というのを実施する必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 続いて、50ページなのですけれども、これは違うか、大丈夫だよね、基本台帳。50ページ、外国人国籍の一覧表があります。毎年増加しているわけなのですけれども、外国

人今630人というふうになっていますが、町からのお知らせとか、例えば防災についての連絡だとか、緊急の場合だとか、そういったような対応について今どようになっているのか教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 総務政策課。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

外国籍の方へのいろいろな町へのご周知ということなのですが、まず外国人であっても自治会に加入をされていれば、当然広報紙ですとか回覧、こういったもので周知をさせていただくというような形にはなるかと思えます。ただし、そういったものにも加入していない、そういった方になりますと、ホームページであったりですとか、あとは先日の地域防災訓練などにおきましては、県のホームページ上に外国人向けのページがございまして、そちらに情報を投げて、そちらから情報を取得していただくというような形を取らせていただきました。ですので、なかなか町でそれを翻訳して発信するということが難しい部分もございまして、既存のそういった県の国際課であったりですとか、そういったところに情報を投げて、そこからの情報発信をしていただいているというところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） もう少し丁寧な対応が必要なのではないかなというふうに思っています。

関東大震災100年ということで、当時、中国人の方とか朝鮮人の方にとっても大変な虐殺というか、起きたというようなこともあるのですが、今、しっかりした情報を、要するに私たちのほうにもそうですし、そういった外国人の方等の交流も含めて必要なのではないかなというふうに思うのです。今、SNSであったという間に情報、例えばとんでもない情報だっばっと広がるわけなのですよね。100年前は口コミで広がったわけですから、そういうようなことが起きかねないというところであれなのですが、非常に同じ住民としてそういった誠意ある対応をお願いしたいなというふうに思います。回答はいいです。

次が、もう時間がない。99ページなのですが、道路整備事業ということで道路メンテナンス事業をやっているということなのですが、よく皆さんの中から出てくるのが白線が消えてしまって、しばらくもう跡形もないと、あつたはずなものが全部消えているというようなことが言われています。そういうような、要するに既存の、今まであつたものがなくなっているわけですから、それを修繕するというか、直すというのは当然だというふうに思うのですが、そういう何かこう、全くこれは新規にここに白線つけてくれとかという話ではなくて、そういう修繕的なものについては随時対応できないのかなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（松本幾雄委員） 建設課、お願いします。

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森、阿部委員さんのご質問にお答えいたします。

区画線等につきましては、行政報告書の100ページに、上から3段目、維持・交通安全・管理等の分野で5番、6番、R4町内全域区画線等設置工事、その下にR4町内全域区画線等設置工事その2ということで、上半期、下半期に分けて、地元から要望もしくは担当職員で聞いているところ等を調査しまして、上半期に1本、下半期に1本ということで工事のほうをまとめて発注しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） まとめてという制約があるので、どうしても時間がかかってしまうということだと思っておりますけれども、それにしても全く消えてしまっているというような、少しかすれたとか、ちょっとどうのこうのというのならまだいいのだけれども、全くなくなってしまっているということについて、やっぱりどうなのかなという、それを私は、そういった要するにあるべきものがなくなっているわけだから、これは早急に手をつけるべきだなというふうに思うのです。というふうな、これは要望です。お願いしたいと。

あと、先日、中尾の地区内で中学生が交通事故に遭ってしまったという事故があって、痛ましいと思うのですけれども、こういった事故が例えばあった場合、ここの地点については緊急に何かやらなければいけないなど、例えば事故が見通しがあまりよくないとか、非常に車もスピードを出すような地点だとか、あそこは大体そんな感じなのですよね。とにかくすごいスピードを皆さん出しているし、横断歩道のところもあまり見通しもよくないというようなこともあるので、できれば例えば信号機をつけるだとか、それとももっとほかの表示だとか必要なのではないかなというふうに思うのですよ。危険だとかスピード落とせとか何かというようなこと、そういった事故が起きてしまったというようなことを踏まえると、やはり緊急にそういったことを町としても対策を打つというようなことを考えたほうがいいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 建設課。

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから阿部委員さんのご質問にお答えいたします。

通学路とかの事前の危険箇所については、通学路検討委員会ということで、学校のほうとかで危険な場所を建設課、道路管理者のほうに危険な場所の修繕依頼ということで町のほうに来ます。当該箇所の中尾地内については、通学路検討委員会等危険な場所ということで町にも上がってきていない場所でございます。交通事故があった後なのですが、必要があれば警察と道路管理者、町の総務の防災担当と3者で現地を立ち会いまして、信号をつけるだとか横断歩道をつけるだとか、交通規制をかけるとか路面標示をやりますとか、そういった検証、対策についてを今後警察のほうで

主導なのですが、警察のほうから話がありましたら、一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ぜひ、町のほうからもどうするのかというようなことを発信して、では検討しましょうというふうにしてほしいなというふうに思うのです。事故が起きてしまった後にこういうふうになるというのは非常に残念なのだけれども、しかしそういう危険な場所なのだということは、これから皆さんも理解するだろうし、警察のほうも理解するだろうと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間になりましたので、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度滑川町一般会計決算の総務経済建設常任委員会所管の質疑を終結します。

説明員の皆さんには大変ありがとうございました。入替えをお願いします。

暫時休憩とします。再開は午後1時です。

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

休 憩 （午前11時47分）

再 開 （午後 1時00分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（松本幾雄委員） 再開します。

これより令和4年度滑川町一般会計決算の文教厚生常任委員会の所管する審査を行います。

質疑に入る前に、各担当課局の説明員の方がおりますので、各担当課長、局長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、篠崎高齢介護課長、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。よろしくお願ひいたします。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申します。よ

ろしく申し上げます。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 以上、2名で答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 次に、武井健康づくり課長、申し上げます。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。よろしくお願いいたします。

説明員は各自自己紹介とさせていただきます。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須と申します。

よろしくお願いいたします。

○健康づくり課主任・保健予防担当（厚目美奈子） 健康づくり課保健予防担当の厚目と申します。

よろしくお願いいたします。

○健康づくり課長（武井宏見） 以上、3名で説明員とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 次に、會澤町民保険課長、申し上げます。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長の會澤でございます。よろしくお願いいたします。

説明員については自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課年金国保担当の松本と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（會澤孝之） 以上、2名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 次に、木村福祉課長、申し上げます。

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉課の説明員につきましては、各自自己紹介をさせていただきます。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課こども福祉担当、西浦です。よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主査・こども福祉担当（富永茉莉） 福祉課こども福祉担当、富永と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主事・こども福祉担当（恩曾良平） 福祉課こども福祉担当の恩曾と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（木村晴彦） 以上、5名で説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 次に、権田教育委員会事務局次長、申し上げます。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局次長をしております権田です。本日は、澄川局長不在になります。よろしくお願いいたします。

それでは、説明員につきましては自己紹介とさせていただきます。

- 教育委員会事務局指導主幹・学校教育担当（野口和嵩） 教育委員会事務局学校教育担当指導主事、野口と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） 教育委員会事務局教育総務担当、贄田と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上野 聡） 教育委員会事務局文化財保護担当、上野と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当の堀口と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育委員会事務局主査・図書館担当（田宮 圭） 教育委員会事務局図書館担当、田宮と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 以上6名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（松本幾雄委員） 次に、関口環境課長、お願いします。
- 環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

- 環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 環境課生活環境担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境課主任・生活環境担当（若林香織） 環境課生活環境担当、若林と申します。よろしくお願いいたします。
- 環境課長（関口正幸） 以上3名で説明いたします。よろしくお願いいたします。
- 委員長（松本幾雄委員） 各担当課局の説明員の紹介が終わりました。

それでは、質疑に入ります。

質疑は委員ごとに1回とし、一問一答、40分間とします。また、質問、回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行っても結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、初めに自ら指名してお願いします。

質疑はございませんか。

阿部委員。

- 5番（阿部弘明委員） 阿部弘明、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書のまず62ページなのですが、住民税非課税世帯臨時特別交付金アウトソーシング業務委託料（繰越明許）ということで、このアウトソーシング業務というのは、どういう業務なのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野がお答え申し上げます。

こちらアウトソーシング料につきましては、対象者の抽出と申請書の封入封緘、発送までの委託料となります。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） かなりいろいろ個人情報のようなものがこの委託するときに入っているのではないかなと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 個人情報等入っていますけれども、住所、お名前と発送作業のみですので、それ以外の部分については特に入ってはおりません。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。

続いて、次の64ページなのですが、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付金ということで、その中身をちょっと教えていただけますか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野がお答え申し上げます。

こちらのサービス料の中身ですけれども、障害をお持ちの方が利用しています居宅ヘルパーの給付費だったり、通所先の給付費、施設入所等全般のサービス給付費となっております。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。

次なのですけれども、70ページの緊急通報装置設置費負担金ということなのですが、緊急通報装置については、いろいろちょっと改善が必要なのではないかなんてというふうに思っているのですけれども、具体的に言えば、固定されているところまで行けないで、倒れてしまっていけないとか、あと何か首にぶら下げるのもあるのですけれども、ずっとぶら下げているわけにもいかないみたいな感じで言われているのですけれども、もうちょっと何か改善の余地ないのかなと、要するに常に身につけていてもあまりおかしくないというか、常に身につけられるようなものがないかなんて思っているわけだけれども、その辺の改善というのは何か検討されていませんか。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁させていただきます。

今、使用している緊急通報システムにつきましては、ご自宅の屋内で使用することを想定しているので、固定電話の本体に設置するものと屋内で使用するペンダント式のものとなっております。

現在のところ機種の変更等は検討しておりません。

答弁は以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ぜひ検討をお願いしたいなと思います。

続いて、紙おむつ給付費については、これの条件と、紙おむつをね。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員、何ページですか。

○5番（阿部弘明委員） 同じページです。この紙おむつを給付する条件と、そして今利用している方の方の人数を教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁させていただきます。

紙おむつを支給する対象となる方なのですが、65歳以上で常時紙おむつを使用しており、排せつ行為に一部介助を要する方、また65歳未満で身体障害者の紙おむつの支給の該当にならない方を対象とさせていただいております。令和4年度末現在の利用者が54名でした。令和4年度延べ支給人数は330名となっております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 65歳以上で紙おむつが必要だと、それでいいのですか、条件として。もうちょっとすみません。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 紙おむつを常時使用している方で、おむつの交換など排せつ行為に一部介助を要する方を対象とさせていただいております。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） その判断基準というのはどこでどうしたらいいのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 介護認定をお持ちの方であれば、介護保険のほうの認定調査の記録で排せつ行為に関してどの程度の介助を受けているかという記録があるので、そちらのほうを参考にさせていただいております。

また、介護の認定をお持ちでない方に関しては、申請をいただいた時点で職員のほうで聞き取り調査やご本人を訪問して確認をさせていただいております。

以上になります。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） それでは、介護認定、特にそれが条件ということではないということによ

ろしいですね。分かりました。

次ですけれども、そのちょっと上なのですけれども、同じページですが、在宅介護支援センター運営事業委託料、その下も介護事業計画策定委託料とあって委託料2つあるのですけれども、これはどういったようなこの委託になり、どういうところに委託する事業ですか。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 在宅介護支援センター事業につきましては、高齢者やその家族などに対して在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護保険や福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整などを行う在宅介護支援センターというものを設置しております。夜間、日曜日、祝日など24時間体制で高齢者の相談窓口ですとか福祉用具の展示、介護予防の開催などの事業も行っていただいております。緊急時の対応などもお願いしております。委託先につきましては、町内の社会福祉法人守人会森林園さんのほうに委託をしております。

もう一点、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務の委託料につきましては、こちらは令和6年度から8年度を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するためのもので、令和4年度に実態調査のほうを実施したものとなっております。

説明は以上になります。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、次の72ページなのですけれども、72ページ、74ページまで、国保の繰出金がまず8,148万円とあるのですけれども、かなり繰り出ししているわけなのですね。次のページの介護保険の繰出金1億7,000万円、後期高齢者については3,200万円というような繰り出しをするわけですけれども、それをそれぞれの国保の、後で国保の決算が出るだろうと思っておりますけれども、それを要するに一般会計のほうに今度戻すというようなことになっているのではないかなと思うのですけれども、ちょっとそのやりくりというか、出して入ってくるみたいなやりくりになっているのかなと思うのですけれども、ここはちょっと教えてもらえますか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より阿部委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、国民健康保険についてですが、一般会計から繰り入れて一般会計にお返しするというお金のやりとりなのですが、後期高齢者医療制度も同様なのですけれども、通常ですとありません。ただし、令和2年度ちょっと国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計で繰越金のほうが随分多く発生していた、その場合一般会計にお返ししたという経緯がございます。ただ、通常ですと、お返しするというのは起こらないというところになります。

介護保険につきましては、高齢介護課さんのほうからお答えさせていただきます。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

介護保険は、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出しをします。それは、介護給付費に対する町の法定負担分と事務費等負担分相当分を合算したものを、一般会計のほうから介護保険の特別会計のほうに繰り出ししております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

次は、84ページの小川地区衛生組合の負担金なのですが、新しい工場に委託しているわけなのですが、そういったような関係で、この何年間の、令和2年ぐらいからのちょっと金額の推移を教えてくださいませんか。

○委員長（松本幾雄委員） 環境課、お願いします。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が阿部委員さんに回答をさせていただきます。

手元の資料が4年分の最新版しかなくて、これに載っている金額になってしまうので……

○5番（阿部弘明委員） 分からないのね。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっと私も、去年の決算書がなくて、令和2年度の決算書を見たら1億6,138万円だったのです。今年2億4,700万円ということで、かなり引き上がってしまっているのだけれども、これはごみの量が多くなったわけではなくて、委託の問題でそうなったのかななんて思うのだけれども、どうなのでしょう。

○委員長（松本幾雄委員） 環境課、お願いします。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 負担金の増額があったということなのですが、内容としましては先ほど阿部委員さんのおっしゃったとおり、令和4年度からオリックスさんのほうに可燃ごみの処理のほうを委託をさせていただいておりますけれども、そちらに伴いまして塵芥処理費のほうの委託料が約3億円程度上がったものになります。3億円というのは、小川地区衛生組合全体での一応増額、これが5町村に割り振られるということで、ご存じのとおり人口割と平等割、あとは利用度割、こちらの3点で5町村に負担金が割り振られるというふうになっております。

内容といたしましては、可燃ごみの処理場がなくなりましたので、そちらに係る修繕等のお金はマイナスになったのですが、別にオリックスさんのほうに委託するというので、そちらの料金とそれに付随する収集運搬の関係ですとか、そういったところでの増額、あとは燃えるごみの処理場を閉める準備といいますか、閉炉の準備ということでこちらのほうで施設整備のお金が若干

プラスでかかっています。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、104ページなのですけれども、教育振興費のところの、この教育振興費というのは、ここに報酬として会計年度職員の時間外手当、これは職員の時間外、ごめんなさい、ちょっと間違っただ。ここにある時間外勤務手当というふうになっているのですけれども、これはいわゆる教育委員会の職員の皆さんの時間外手当ということでよろしいのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局次長、権田が阿部委員の質問に答弁いたします。

職員の時間外勤務手当になっております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ほかの小学校費とか中学校費などにもこの会計年度任用職員の支出があるのですけれども、これは会計年度任用職員の皆さんには時間外手当、要するに時間外の仕事はしていないということで、そういう理解でいいのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が阿部委員の質問に答弁いたします。

そのとおりです。こちらについては滑川町の教育委員会事務局の時間外のみとなっております。会計年度職員の時間外のほうはございません。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 先生については時間外手当ないですから、出てこないのだと思うのですけれども、それは県のあれかもしれませんけれども、そういったような会計年度任用職員については、もしかして時間外の仕事をした場合については、いわゆる労基法上の時間外手当が支給されるということよろしいのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が阿部委員のご質問に答弁いたします。

そのとおりになります。支給という形になります。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） よろしくお願ひいたします。

続いて、行政報告書のほうにちょっと移っていきます。さっきもちょっとお聞きしたのですけれども、52ページです。保険証の問題なのですが、マイナ保険証というか、要するにマイナンバーカードと保険証がひもづけされている方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課、お願ひします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

国民健康保険についてですが、お待ちください。すみません。お待たせしました。令和5年7月19日現在、国民健康保険の被保険者でマイナンバーカードに保険証ひもづけを行っている方の人数ですが、1,498名の方がひもづけのほうを完了しております。7月末の被保険者数が3,297人ですので、割合で申し上げますと45.4%の方がひもづけを完了しているということになります。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） そういう意味では、今の現状としてはマイナンバーカードがそのまま保険証として使えるという人は、国保に関してはそれしかないということになるわけなのだけれども、マイナ保険証とひもづけすれば幾らポイントがもらえとか、いろいろやってきたわけなのだけれども、そういったことってあまりうまくいっていないということなのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本、お答え申し上げます。

被保険者数に対して先ほど45.4%の方がひもづけしていると申し上げたのですけれども、国民健康保険にご加入の方でマイナンバーカードを作られた方の数に対して、先ほど1,498の方がひもづけしていると申し上げましたけれども、分母となる国保でマイナンバーカードをお作りになった方が何人いるかということが公表されていないものですから、割合がどのくらいになるかということが申し上げられないところでして、単純に被保険者数から申し上げますと半分にも満たないの、うまくいっていないのかなと思うところですが、ちょっと申し訳ございません。マイナンバーカードをお作りになった方の数が分からないものですから、ちょっとそのうまくいっているのかいっていないのかということはお答えはちょっと現時点では控えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 事ほどさように、本当にこの程度のことでは保険証なくすなんていうことが

できるのかなというふうに本当に思うのですけれども、要するに、まあいいや。そういったようなことで非常に不安があるなというふうに思います。ぜひ保険証は残すべきだということ、あえて申し上げておきたいとします。

続いて、57ページですけれども、児童手当の制度が変わって、いわゆる所得制限が設けられたわけですけれども、そして中学生まででしたっけ、ちょっと忘れてしまったけれども、とにかく児童手当がもらえるというふうになったわけですけれども、児童手当の支給額というのは、支給については、件数、金額とも今までと、これはまだ変わって、変わる前のやつですか、それとも変わった後の数字になるのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主事・こども福祉担当（恩曾良平） 福祉課こども福祉担当、恩曾が答弁いたします。

こちらの令和4年度児童手当支給額については、4年度から新たに所得制限増減額が設けられましたので、こちらの支給金額、支給件数は減った後の数字になっております。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 支給件数についてはそんなに変わらないのかなと思うのですけれども、やっぱり減っているのですけれども、これは何でしょう、やっぱり対象の人が変わったということですか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主事・こども福祉担当（恩曾良平） 福祉課こども福祉担当、恩曾が答弁いたします。

こちらについては、所得制限とあと所得増減額が設けられております。増減額というのは、ある一定以上の所得になりましたら支給金額がゼロ円になってしまうという基準になっております。令和4年度からこの増減額が設けられましたので、その関係で支給金額が下がった、減額になったということになります。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 次ですけれども、62ページの重度障害者居宅改善整備事業ということで、障害者の方の居宅の改造するための費用ということであるのですけれども、これと介護保険との兼ね合いというのはどういうふうな感じになるのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野が阿部委員さんの質問にお答えいたします。

こちらの居宅改善整備事業につきましては、障害者手帳をお持ちの方が前提で身体障害者手帳の1級、2級になります。もし介護保険で該当する方がいらっしゃいましたら、介護保険のほうが優

先となります。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。これはどちらを選択するかというのは、町のほうでこちら
どうですかという話になるのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） もし同様の対象者だった場合には、介護保険の保険のほ
うを優先させていただきまして、こちらの居宅改善整備事業につきましては全額公費になりますの
で、介護保険を使った上で、なおかつ別の場所を改造、改修したい場合には、こちらの対象とさせ
ていただいております。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 本人が例えば障害者のほうでやってほしいというふうに言われたら、そう
いうふうになるわけですか。それとも、介護認定を受けていればあなたは介護だよというふうにな
ってしまうのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 基本的には介護保険を優先させていただいておりますの
で、介護を使っただきます。ご本人さんの希望でこちらの制度を使うことはできません。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 介護保険、できれば、要するに障害認定を受けていらっしゃる方につい
ては、やっぱりそういう障害のほうを使ったほうが全然本人にとっては負担が少ないわけだからとい
うふうに思うのですけれども、そういったようなこと、ちょっとまたそういう国の方針はあること
は分かるのですけれども、しかしあまりちょっとどうかなというふうに思います。それはいいです。

次ですけれども、105ページなのですけれども、子ども・子育て支援制度で幼稚園で令和2年か
ら預かり保育をやっているということなのですけれども、その園児の数なのですけれども、どんな
感じですか、最初からというよりも、この間増減については。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が阿部委
員の質問に答弁いたします。

こちらについては令和4年度は延べ3,510人の利用がございました。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） その増減というか、分かりますか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 失礼しました。3,510人で増えて

おります。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっと時間がない。112ページ、文化財保護のことについてお聞きします。埋蔵文化財の試掘調査というのを開発行為するときにはやらせるわけだけれども、開発が前提になってきているのですよね、試掘調査をやるという場合は。ところが、開発をやらなくてそのままほっぽっているというケースもあるのだけれども、要するに試掘調査やるために木をみんな切ってしまうと、それで試掘調査やりましたよと。しかし、その後の開発についてはまだできていませんみたいなのがあちこちにあるのですよ。こういったことについて、例えばここは開発できませんよと、最終的に、試掘調査が先にやっちゃっているのだけれども、開発はここはストップかかった場合については、もう木だけを切られてしまっているというような状況が生まれかねないのですね。そういったようなことを考えると、試掘調査をするときには、既に開発をするということがもう前提になっていなければいけないのだけれども、そういうことって何かこの順番がどうなのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上野 聡） 文化財保護担当、上野、阿部委員さんのご質問にお答え申し上げます。

開発に関して言いますと、この一帯を開発するよという場合については、試掘の負担金というのは業者が持つことになるのです。業者様の負担で試掘をやってもらうと、個人宅の場合については教育委員会のほうでやらせていただくということなので、開発のお話があってそこが包蔵地といいまして、文化財の場所があるよというところについては、必ず届出を出していただいて、うちのほうで試掘をお願いをしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ですから、開発をする業者が、例えばこの前あったのは、太陽光のパネルを造るのでここを開発したいということで教育委員会へ行くわけでしょう。それで、試掘調査やってくださいよと教育委員会から言われて、試掘調査やるために木切っちゃったりして、もうみんな切っちゃっているわけよ。そこでやりましたよということになって、その次の段階でここには、例えば環境課はここでの太陽光開発については、これこれ条件があるよということで、木は切ったままだけれども、ちょっとできないなというふうになってしまったりすると、逆にってしまうわけよ。そういうことが起きてしまうのだけれども、例えば環境課と教育委員会のほうのやり取りで、そういったことについて、例えばこういう開発行為が行われようとしているのだけれども、環境課ではどういうふうな条件でこれ可能なのかとか、どうなのかみたいな話になると思うのだけれども、

その辺はこういうやり取りというのはできていない。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上野 聡） 文化財保護担当次長、上野より阿部委員さんの質問にお答え申し上げます。

当然、太陽光絡みでありますと、太陽光のほうのそういう要望等もございますので、うちのほうに相談来た場合については必ず教育委員会のほうにも情報提供はしております。逆に、環境課さんからもある場合については、お互いに情報共有ということでやらせていただいています。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） そちら辺しっかりやってほしいなというふうに思うのです。私が知っている限り、二、三か所あるのです、そういうところが。木は切ったままで放置されているの。そんないいかげんな業者ばかりなのだけれども、そういったことについてしっかり目を光らせてほしいなというふうに思います。

時間がないので、119ページの地場産給食の実施ということで、年に3回やっていただいたということなのですが、改めてできれば通年でできないかとか、もっと回数を増やせないかとかというふうに思うのですが、ネックになっているのは何でしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が阿部委員さんの質問に答弁いたします。

こちらについては滑川町だけで行っているものではないため、ほかのところが休みのときにこの3回を地場産を使って行っていただいております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員、時間でございますので。

○5番（阿部弘明委員） 時間ですね。では、時間になりましたので終わります。ありがとうございました。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ございませんか。

西宮委員。

○6番（西宮俊明委員） お世話になります。西宮俊明です。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは1点質問させていただきます。すみません、座らせていただきます。決算書の128ページから130ページにわたっての文化スポーツセンターに関してのことなのですが、実は私も町民の一人としてかなり文化スポーツセンターを利用させていただいているのですが、利用者の方々からかなり多くのお声をいただいています、要するにもう修繕が必要なのではないかと、ということをよくお聞きします、維持修繕ということで。そこで、この決算書の中で文化スポーツ

センターがどのような維持修繕がなされているかということをもまず質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当の堀口より答弁させていただきます。

昨年度の文化スポーツセンターの修繕に関しましては、施設修繕料のところ、去年度に関しましては文化スポーツセンターのトイレ修理、スポーツセンターの蓋の交換の業務を行わせていただきました。去年度ではないのですが、その前年になりますと、1階の事務室、会議室の空調の入替え工事、その前の年度になりますと雨漏り修繕などを行っております。

以上となります。

○委員長（松本幾雄委員） 西宮委員。

○6番（西宮俊明委員） ありがとうございます。

今のようなお答えで、私も利用していますので様子がある程度分かるのですが、文化スポーツセンターに関しては、とても建て替えは近い将来難しいということは私も理解をしております。その上で、であれば少しでも利用者、使用者の方の利便性を図ってもらうような形でいろんなできることをやっていただければと思っています。

空調に関してもやはり全館空調で、実質的には全館では使えないということで1階の会議室にはつけていただいてということや、それから1階の会議というのは会議室という名称ですけども、スポーツ関係の取組が行われていまして、太極拳や体操、空手、それから会議等でも利用されているということで確認しております。それから、戸外ではテニスが盛んに行われているというそういう中で一番大きな声は、その会議室、結構広い会議室でスポーツの取組はできるのですが、現在赤いじゅうたんで、それがあちこち剥がれていて、どのグループもこれは何とかしてもらいたいという声が多くあります。これは、私の素人の判断でこんなこと言ってはどうか分からない、すぐ専門家に確認していただければと思うのですが、私もそこで体を動かすときにはマスクをしていないと、じゅうたんのほこりが目視で見えるというのですか、エアコンの風と、だからそこら辺の健康被害ということもありますので、そういうところも見ていただきながら、床に関してはいろんな意見を聞いている中で、木の床がいいというようなことや、非常に高額になると思います。あるいは、せめてPタイルで、どっちがいいかということは分かりませんが、そのような声を聞いています。

とともに、これも中に置いてある備品が、椅子も非常に古い椅子で重たい椅子、それから机に関してもガタガタしているという中で、これもこういう言い方はどうか私は分からないのですが、全く新しいものを買い換えるというのは非常に高額なお金がかかりますけれども、例えばコミュニティセンターのパイプ椅子は非常に軽くて、私も4つぐらい簡単に持てるのですが、文

化スポーツセンターの椅子は非常に重いので、1個1個でないと腰を痛めてしまうなどというようなそんなような感想があるのですけれども、そのようなことで今後目を配っていただいて、改善できるところを改善していただければと思うのですけれども、そこら辺の質問になります。どうでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局生涯学習担当のほうでご質問に答弁させていただきます。

その修繕のお話などはお声はいただいております。赤いじゅうたんにつきましては予算などもありますので、申し訳ありません。今後検討させていただければと思います。机や椅子などにつきましては、担当がまた状況のほうを現状確認させていただきまして、交換なども含めて対応できるようでしたら対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 西宮委員。

○6番（西宮俊明委員） 大変前向きな回答いただきまして、ぜひ今後も前向きに様々なところを見ていただければと思っております。大変ありがとうございます。

私は以上です。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ございませんか。

上野委員。

○2番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、行政報告書の108ページ、それから決算書ですと247ページ、奨学金基金についてお伺いしたいと思います。行政報告書のほうを見ますと、奨学資金貸付基金は4,000万円ほどあります。そのうち令和4年度中貸付けで動いているのがたった50万円になります。令和4年度中の返済額は100万円というふうに書かれています。現在、物価高騰等で交付金等も臨時でなされ、新型コロナ等の影響で経済的にも厳しい状況というのが来ているのかなと思うのですけれども、現在の奨学資金の動きというのはわかりますので、これ教育長にお伺いしたいのですけれども、この奨学資金、現在利用率が低い、今の経済状況を見ますと、もっと動かしていったいいのかなというふうに思うのですけれども、奨学金について今後のこの方針のようなものはございますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育長、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 教育長、上野葉月委員の質問に答弁させていただきます。

これ以前も質問をいただいて、なかなか奨学金制度を知らない人もいるということで、こちらの周知がやっぱり足りないだろうということで、また改めて周知についてはしっかりやっていきたいなというふうに思っています。実際に本年度もまた1名貸していただきたいということで来ましたので、そのような方が増えて、このもともとの奨学金の制度についてきちっと理解をしていただいで活用いただけるように努めていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

今の利子の率、それからほかの県や国が、あと奨学金を行う団体が行っている奨学金等があると思うのですが、例えばそれよりはよい条件にして、町の宝の子どもたちでありますので、町としてもっと借りやすい奨学金をつくっていくというようなそのようなお考えはないでしょうか。これはどなたが答えていただいても大丈夫です。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が上野委員の質問に答弁させていただきます。

こちらの貸付けについては、もし4年間で借りた場合は、4年間で返していただければ無利子になっております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 以前も貸付け条件見させていただいた気がしていて、比較的いい、有利だと思うのですが、それでもなかなか利用が進まないというのは、原因としては何か思い当たるところとかお考えのところはありますか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が上野委員の質問に答弁いたします。

やはりちょっと周知がまだ足りないかと思っておりますので、こちらのほうでまた周知の方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

情報さえ届けば使いたいという方もいらっしゃるのではないかなと思っておりますので、ぜひとも周知をしていき、そして欲しい人に情報が届くような体制が取ればなというふうに思います。

決算書のほうから質問させていただきます。まず、34ページなのですが、中央のほうで新型コロナウイルスワクチン接種費等で合計が1億円とありますが、新型コロナウイルスワクチン関係の結局の総額というのは町では幾らになったのでしょうか。この金額だけでいいのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須より答弁いたします。

令和4年度にかかった費用といたしましては9,938万782円となっております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、新型コロナワクチン接種費に関連する費用は1億円前後というところで理解しました。

次の質問に移ります。62ページなのですけれども、これも新型コロナに関するところで、自宅療養者支援品購入というところで92万円とあります。これについてこの制度を利用して支援した実績数、それから期間というのはもうこれで終わりなのか、また何かしら条件がそろったら始めるのか、その辺について教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（奥野 忠） 福祉課社会福祉担当、奥野がお答え申し上げます。

すみません。実績数については現在資料を持ち合わせておりませんので、後でご回答いたします。

あと、今後の対応でしたっけ。今後必要があれば実施していくような方向では考えたいと思います。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、現時点でこの支援の仕組みというのは終わっていないくて、現在でも備蓄品というのは持っている状態なのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課、西浦より答弁申し上げます。

昨年度にコロナウイルス流行した際に、町より支援物資という形で、いわゆる自宅療養者です。特に、今ですと5類という形である程度自由さはあるのですけれども、その頃は本当に外に出られない、それから家族の方々皆さんが一緒にかかってしまうというような状況下にありましたので、その際の支援として、食料品、お米ですとか、インスタント食品、およそ3日分ぐらい掛ける人数というような形でご自宅に職員のほうでお届けをしたと、玄関前に配達をしたということでやっておりました。食べ物ですので賞味期限の関係もありますので、現在はこの事業は一旦ストップといえますか、終了という状態で、賞味期限もありますので、現在はストックしているものはありません。

すみません。それから、行政報告書の70ページに記載のほうがございます。こちらのほうで23番の新型コロナ感染症対策事業ということで、先ほどの支援品の購入費92万6,305円で、支給件数が567件となっております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、もう自宅療養の仕組みもなくなったところでこの事業は終了、そして町としての対応もその時点で終了しているというところで理解しました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。70ページなのですけれども、長寿ふれあい温泉入浴補助金80万円についてなのですけれども、これ配布に対する利用実績というのは何割ぐらいに結果的にはなったのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より答弁させていただきます。

令和4年度対象者4,407名の方に対し、お1人様2枚の補助券のほうを郵送させていただきました。3月末までの利用枚数は1,001枚でございました。しかし、令和4年度に郵送させていただきました入浴補助券の利用期限が令和5年5月末までとなっております、今年度、令和5年の5月末までになりますと2,429枚ご利用いただいております。

以上になります。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

そうしますと、4分の1までとはいかなくても3分の1ぐらいの利用率になりますでしょうか。

3月末までが1,000枚で、その後利用期限のところでごっと増えてきたということは、皆さん利用期限をにらみながらお持ちいただいているのかなという感じがします。

前々からお願いしてもいるのですけれども、高齢者に対する補助というところなのですけれども、この形ですと、温泉だけに1施設に使える先が限定されてしまいまして、その業者さんも滑川に本拠地を置く会社さんではないと思います。なので、例えば床屋さんであるとか美容院さんであるとか、地元の業者さんに対して使えるような、そして町内でお金が回るような仕組みとしてこの補助券を考えていくことができたかなというふうに思っております。

そして、今の利用率をお聞きしても、どうしてもふれあい温泉でなくてはいけないと感じるほどの利用率ではないかなと思うのですけれども、この補助制度、この目的を取ったところでの補助制度なのですけれども、これをもう少し利用施設を広げていく、少し手間のかかることではあるとは思いますが、町内事業者に対象業者を広げていくというお考えはありませんでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 高齢介護課。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢者の事業につきましては、高齢者福祉事業検討委員会というところで委員の皆様の方にご審議をいただいております。検討委員会のほうでもやはり高齢者の理美容ですとか、温泉入浴券の利用の方法などいろいろお話をいただいておりますので、今後地域のニーズ等を考えながら検討をしてみたいと思います。

以上になります。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、その検討委員会でもこのような利用状況とか等も説明いただいて、町内でお金が回ることは重要なことだと思いますので、そのような提案も積極的に行っていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。決算書ですと84ページ、そして行政報告書ですと83ページになるのですが、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金2億4,700万円についてお伺いします。行政報告書のほうでは、平成30年度から令和4年度までの負担金の推移が載っています。平成30年度では1億4,000万円、そして令和4年度では2億4,700万円というふうに増額をしております。ごみ焼却の方法については、小川町にあった焼却施設から吉見のごみ焼却処理施設の建設の案がありまして、それが頓挫し、そしてオリックスへ委託をしていたという経緯があります。その中で検討したと思いますが、オリックスに委託する、民間に委託するほうがコストは削減できるというような検証結果も出ている中での選択だったように思います。しかしながら、コストは確実に増大しております。このようなことの検証というのは行っているのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 環境課、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野委員さんのご質問に答弁いたします。

このごみ処理の委託費につきましては、オリックス、民間委託するときは一応10年間ということの中で検討しておりますので、現状において、この表なんかを見ますと、4年度というか、平成30年度から見ていきますと、確かに若干増えて、もちろん人口等も増えておりますけれども、この後、民間のほうに代わるときも、現状の焼却施設をそのまま修繕した場合には、それ以上の費用がかかるということで皆さんのほうにご説明した中で、小川地区衛生組合のほうでは民間委託をするということで決めたということでございますので、現状では、4年度だけを見ますとかなり増えているようではございますけれども、今後、その後10年間というのを見たときには、修繕をしたときよりも安くなるということで決めておりますので、ご理解のほういただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） この処理費用だけではなく、ごみの処理には運搬費もかかっております。決算書のほうの前のページ、82ページ、一番下の行には運搬費として1億円と入っております。場所も当然遠くなりましたし、運搬費のほうも上がっているはずですが、総額見ますと、かなり増額率というのは高いのかなというふうに思うのですけれども、小川のごみ焼却施設も老朽化がもう始まっている段階であったので、新設のときとは違うような修繕費がかかっている中でのこのコストのかなあというふうに思うのですけれども、やはり当初の想定よりは私は上がっているのではないかなと思っています。10年間を見てということであれば、その10年間の想定、それから当初このオリックスへ民間委託するというふうに想定したときの資料と照らし合わせて検証をしていただきたい

い、そしてその数字を出していただきたいなというふうに思うのですけれども、そのような資料を作成して説明していただくということは今後できますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 環境課、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 民間に委託を決定したときに、一応10年間ということで、それは短期で10年間ということで決定したという経緯がございまして、また長期には、その後、新たな焼却施設を造るのか、それとも民間委託をそのまま継続するかということは、またこの10年、もう既に少しずつ検証というか、協議のほうは始まっていますけれども、その中でもう一度今後新しい施設を造るのか、それとも委託を続けていくのかという中で、もちろんそれに係る費用については、また議会等でも十分説明をして、どういう形を取っていくとか、その中で費用についてはご説明ができると思います。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

確認したいのですけれども、決算書82ページ、84ページ、令和4年度のごみに関する費用というのは、この1億円と2億4,700万円の金額を足した3億4,700万円でよいでしょうか。それともほかに足すべき項目はありますか。

○委員長（松本幾雄委員） 環境課。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が答弁申し上げます。

衛生組合のほうに搬入をして処理ということになりますと、今、上野委員のおっしゃった金額になります。それ以外に、町のほうで衛生組合のほうにどうしても搬入できないごみというのがありますので、そういったものを町で処理をしている金額があります。そちらが小動物の死体の処理です。決算書で申し上げますと82ページの最下段のところ、一番下に一般廃棄物の収集運搬費の上に小動物等の処理委託料があります。そちらと84ページの上段、清掃作業委託料、こちらなんかが不法投棄とあとは衛生組合のほうで処理できないものの処理を行っているところになります。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

令和3年度の運搬費はわかりますか。

○委員長（松本幾雄委員） 環境課。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 生活環境担当、齋藤が申し上げます。

すみません、運搬費についてはちょっと手元の資料がございませんので、現状だとお答えができません。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。運搬費は、令和3年度のほうが令和4年度より少ないというふうに思います。そして、令和3年度、令和4年度のごみ焼却の負担金で比べますと1億6,000万円から2億4,000万円、8,000万円の増になります。これは、想定内というふうに考えているということでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 環境課。

○環境課長（関口正幸） 一応、想定の中では10年間という広いスパンの中で考えれば、一応想定内と考えております。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。106ページです。備品購入費のところ、公立学校情報機器（タブレットPC等）購入費というふうにあります。そして、このページの一番上の段のところ、公立学校情報機器（タブレットPC等）賃借料というふうにあります。初めに、かなりの金額をかけて校内のWi-Fi環境及び全校生徒1台のタブレットPCというのを整備したと思うのですが、そのときから破損であるとか、タブレットを追加購入あるいは追加で賃貸していかなければいけないというような話はあったように思います。このタブレットPC等購入という411万円のほうの項目は、もう既にそのように追加購入の必要性が生じているということでしょうか。それとも、何かしらこう別途、別の理由で使うタブレットPC等ということなのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が上野委員の質問に答弁させていただきます。

こちらのほうは4校において人数が増加するため、足りなくなる台数を見込んで購入いたしました。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、当初はリースであったけれども、現在はリースではなくて、新規追加については購入する方式に切り替えているということですか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（権田尚司） 教育委員会事務局、権田が上野委員の質問に答弁させていただきます。

こちらについては、台数は決して少なくはないのですが、買える見込みがついたのでリースではなく購入という形で行っております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

当初から心配というか懸念はされていたことですが、このような学習方法に切り替えることで、タブレットの費用が恐らく継続的について回る問題ということであったかなと思いますので、400万円、大きい数字が出てきたのでちょっとお聞きしました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じページなのですから、106ページ、負担金、補助及び交付金のところで、小川町広域適応指導教室負担金120万円というのがあります。この広域適応指導教室、この適応指導という名前なのですから、現在、不登校の子がかなり増加する中、また教育機会確保法なども成立する中、適応指導という言葉はどうなのかな、時代に即しているのかなというように思うのですけれども、この名称について変更の検討はされておりますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局指導主幹・学校教育担当（野口和嵩） 学校教育担当指導主事、野口が上野委員の質問にお答えさせていただきます。

名前につきましては、こちらは変更等の予定はございません。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 適応指導という言葉について、これから進めていく方向性であるとか、それから当初、小川広域適応指導教室を立ち上げたときと不登校に対する方向性などはかなり変わってきていると思うのですけれども、その中で検討していく必要性というのは感じないでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局指導主幹・学校教育担当（野口和嵩） 上野委員の質問についてお答えをさせていただきます。

不登校児童生徒につきましては、本町でもフリースクール等と連携しながらやっているところがございます。また、適応指導教室に関しましても、児童生徒が家から出ていくための一つの手段として、また相談窓口の一つとして、今後も適応指導教室については他市町村と協力して継続をしていくところではございます。また、学校とも連携して意向や意見等を集めまして取り組んでまいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

この適応指導教室の機能自体は、恐らくどの市町村も持っているかと思うのですけれども、名称についてはこの名前であるところ、あと全く、特に漢字の名前ではないところに変えている市町村等もあると思います。やはり名前ですべて入っていくものになると思いますので、少し敷居が高い名

前かなとも感じます。なので、行政的にはこの名前のままで運営するとしても、例えば子どもに見える、家庭に見える形としてはもう少し違う名前を使っていくなど、そういう気持ちの面でもこの名称というのを検討していただければと思います。これは要望です。

次の質問に移ります。次のページなのですが、108ページ、各小中学校にプール循環浄化装置保守点検委託料3万円程度というものが入っております。宮前小学校にも入っております。宮前小学校は水泳授業をほかの小学校と変えて、民間委託していくというところで今年度から始まったわけなのですが、今後、宮前小学校のプールというハード面の設備に関してはどのような計画を持っているのでしょうか。このプールの保守というものを令和4年度はやったとして、その後どういふご予定でいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） 教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答弁させていただきます。

ご質問のありました宮前小学校のプールの施設管理の維持に係る部分、特にプールの浄化装置の保守点検委託料ということで、こちらおっしゃったとおり今年度から民間委託に移行しておりますので、今年度の委託料については既に打ち切っております。ですので、今後、宮小に係るプールの循環機の委託料はかかってこないというふうなことになっております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、関連して112ページ、プール等移設用地取得費、宮小172万円というのがあります。こちらについてはどうなっていくのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） 教育委員会事務局教育総務担当、贄田が答えいたします。

こちらのプール等移設用地取得費につきましては、名称でプール等というふうにはいるのですが、こちらプールと及び体育館の移設用地でもあります。したがって、今後はこちら取得費を、もう既に用地については取得しておりますので、取得費のほうは払っていく、そして取得した用地に今後体育館が移設できるような施策をやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、108ページに戻りまして、需用費、消耗品のところでお伺いします。各学校に生理用ナプキン置いてほしいというようなことを去年、おとしぐらいからずっと話も出ているかと思うの

ですけれども、この実現についてはどうなっていますでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局指導主幹・学校教育担当（野口和嵩） 学校教育担当指導主事、野口が上野委員のご質問にお答えいたします。

まず、置いてあるところなのですけれども、中学校のみに設置をしております。小学校につきましては、失礼いたしました。福田小学校の多目的のトイレに設置をしております。現状としては以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

費用としては本当にそんなに大きな費用にはならないと思います。そして、もう何回か言っているのですけれども、既にトイレに生理用ナプキン用のごみ箱があり、そのごみ箱用の袋というのは普通のものとはちょっと違うタイプのものになるものを既に消耗品として購入されていると思います。その中でナプキンを置くというのは、そんなに難しいことではないですし、もう生理がある、ナプキンを使うというのはもうトイレの使用法の仕組みの中にもう流れとして組み込まれているものですよね。なので、中学校に置けたのであれば、そして福田小学校でも一部のトイレに置けたのであれば、ぜひとも月の輪小、宮前小学校にも置いていただきたい。そして、小学生というのは使う子と使わない子がいる年代になります。そういうところであると、やはり言い出すことへの恥じらいみたいのもありますので、何も申請しなくても、何も言わなくてもすぐ手に取れる、そういう状態をぜひとも小学校でこそをつくっていただきたいなと思います。これは本当に要望ですので、そんなに難しいことではないと思います。学校生活の心理的負担を本当に1%でも、少しでも減らすというところの方向性でぜひとも考えていただいて、設置をぜひ早めにしていただきたいと思います。これは要望になります。

次のページ、110ページに移ります。福田小学校についてくすの木治療委託料53万円というふうに出ていて、これ毎年度出ているのですけれども、今、クスノキというのはどのような現状なのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） 教育委員会事務局教育総務担当、贄田がお答えします。

ご質問のありました福田小学校のクスノキの状態につきましては、昨年度の報告書にも上がっておりまして、そちらご説明させていただきたいと思います。まず、全体の状態なのですけれども、5段階評価中真ん中の状態、一応おおむね健全というふうな状態となっております。具体的には、まず根元から言いますと、こちら経過観察ということで、福田小学校以前にグラウンドのほうを整備しまして、そのときにクスノキの周辺を盛土をしている関係で、クスノキの根元のほうが少し土

がかぶってしまっていた状態が長く続いていたというところから、いわゆる窒息状態になってしまっていた、そういった現象が見られましたので、そちらの土を取り除いた後、現在経過観察を行っているというふうな状態になっております。

また、その他の幹、それから骨格となる大きな枝、こちらについては健全な状態であるというふうな判定になっております。したがって、現在行っているのが通常の水やり、それから肥料の注入、それから剪定枯れ枝除去と、こういうふうな事業を行っております。

今後につきましても、クスノキ、こちら福田小学校の象徴となる樹齢100年を超える大木でございます。今後も維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） それでは、特殊な治療や樹医、木のお医者さんが処置することが、携わることがなければ枯れてしまうとかそういう状況ではないのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） そちらにつきましては肥料、それから栄養剤のほうも注入しているのですが、こちらが非常に専門的な薬、それから注入する場所についてもやはり素人だとなかなか判断が難しいというところもありますので、専門の業者、それから樹木医さんのほうに判断をしていただいて、毎年度注入を行っているというふうな現状でございます。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

例えば宮小にも大きな桜の木があります。その桜の木は、かなり強く切られていたように思います。そして、クスノキの下にある月小なのですけれども、植栽管理業務委託料で28万円になっています。小学校全体の樹木の植栽管理ということなのかなと思います。その中でクスノキ1本にだけ、福小にだけ53万円かけているというこのアンバランスというのは常々感じております。

そして、町全体に関する植栽、街路樹等それから先ほど申し上げた森林公園駅北口のロータリーとあまり街路樹に関して強い思いというか、きちんと整備していこうというような方向性はあまり感じられない中で、くすの木の治療委託料だけに突出して金額がかかっているというところに違和感を強く感じております。

そして、この金額を果たして樹齢100年で、今、53万円毎年かかる。これをいつまで続けるのかというところを本当にそれも疑問に思うのですけれども、これずっと続けていく予定なのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 教育委員会事務局。

○教育委員会事務局主任・教育総務担当（贄田 誠） クスノキの維持管理につきましては今後も継続していく予定ではあります。ただし、ご指摘のあったとおり、やはり毎年度50万円を超える経費

がかかっているということもありまして、教育委員会としても内容の見直しというのは検討はしております。具体的には、樹木医さんの診断の部分でこちら毎年行っているのですけれども、そちらを例えば隔年であったり3年に1回、そういったスパンを設けて診断をいただく、そういったところで経費の削減は図ってまいりたいというふうなところで現在検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員、時間になりました。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度滑川町一般会計決算の全ての質疑を終結します。

説明員の皆様には、大変ありがとうございました。

暫時休憩とします。再開は午後2時50分とします。

休 憩 （午後 2時35分）

再 開 （午後 2時50分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（松本幾雄委員） 再開します。

これより特別会計決算の審査を行います。

質疑は各委員、会計ごとに1回とし、一問一答、40分とします。また、質問と回答については、質問者は質問席で行い、回答者は自席でお願いします。

それから、委員長権限で質問者、答弁者は着座のまま質問、答弁を行っても結構です。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合は、初めに自ら指名をお願いします。

質疑に入る前に、各担当課の説明員の方々がおりますので、各担当課長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、會澤町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長の會澤でございます。

説明員については自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課年金国保担当副課長兼主席主幹の松本と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（厚目峻佑） 町民保険課年金国保担当の厚目と申します。よろし

くお願いいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（波多江美） 町民保険課年金国保担当の波多と申します。よろしく
お願いいたします。

○町民保険課長（會澤孝之） 以上、4名で説明に当たらせていただきたいと思います。よろしくお
願いします。

○委員長（松本幾雄委員） 次に、篠崎高齢介護課長、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課副主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課介護保険担当、山岸と申します。よ
ろしくお願いします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 同じく高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申しま
す。よろしくお願いいたします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 以上、3名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 最後に、宮島上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長の宮島でございます。

説明員につきましては、それぞれ自己紹介でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 上下水道課副課長施設担当の神田です。ど
うぞよろしくお願ひします。

○上下水道課主幹・料金担当（長野純一） 上下水道課料金担当、長野と申します。よろしくお願ひ
します。

○上下水道課長（宮島栄一） 以上、3名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（松本幾雄委員） 各担当課の説明員の紹介が終わりました。

最初に、令和4年度滑川町国民健康保険特別会計決算の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

中西委員。

○12番（中西文寿委員） 12番、中西です。よろしくお願ひいたします。

行政報告書の125ページについて質問させていただきます。まず、特定健康診査、特定健康指導
についてでございますが、町の目標値を見させていただくと、それほど大きな数字ではないのかな
というふうに思うわけですが、にもかかわらず、実際の受診率を見ますと、それを下回って
いる、特に特定保健指導についてはかなり下回っているという状況にあるわけですが、この
状況をどのようにお考えでどのように対応しようとしているのかについて教えていただきた
いと思ひます。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より中西委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

こちらの目標値でございますけれども、町の目標値としてこのような数値定めていますけれども、埼玉県の特設健診の事業計画の目標値とか拝見すると60%ということで、到底達成できないであろうという目標値が掲げられていたりします。現在、県内各市町村の受診率とかを拝見しましても、滑川町は特設悪い受診率というわけではなくて、むしろこの57%とか55%に達成している市町村というのは、非常に少ないというふうに認識しております。

昨年度、こちらはデータヘルス計画という町でつくっている計画がございまして、そちらの計画、それから同時に定めています特定健診実施事業計画というのがございまして、そちらでも同じ数値定めているのですけれども、こちらの策定に当たって、今度、令和6年度から新しい期間の計画に変わります。こちらの目標値は、令和5年度までの目標値ということで定めさせていただいておまして、令和6年度からまた新しい目標値を設定することになります。それに当たって、学術経験者と申しますか、大学の教授の方からもこのデータヘルス計画の策定の研修会の際には、埼玉県が60%という数値を設定しているのに対して、先生方、専門家の方からはそんな達成不可能な数字を設定してどうするのだと、もうちょっと実現可能な低い数値を設けたほうがいいのではないかとというふうなご指摘も埼玉県主催の研修会で専門家の方からいただいているところでございます。

そういったところも踏まえまして、今度第3期のデータヘルス計画、令和6年度からの計画ですので、今年度策定しているところですが、そちらでは目標値ももうちょっと実現、簡単に達成できてはまたちょっと別の意味で問題でしょうけれども、もうちょっと適した目標値の設定というのを考えていきたいと思っています。

以上、回答とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） 今の受診率から考えて、これが妥当だという評価なのかなというふうに聞いていて思ったのですけれども、今、世の中的には予防というのですか、ちゃんと健康診断とかも含めてですけれども、きちんと診てもらって、何か異変があったら早く見つけて早く治療する。そうすることによって、医療費全体としても抑えられていくので、そういう方向になっているのだと思うのです。なので、こういう受診率というのはどんどん上げていくという方向で動くべきですし、民間なんかはもうほぼ100%目指してやっていくというのが、そういう数字、道筋になっているのだと思うので、それと逆行するのを専門家は言っているというのはちょっと本当にそうなのかなという気はしますけれども、ちょっと私が不勉強なのかもしれませんので、もう一回ちょっと確認はしてみますけれども、ちょっと意外な感じがしました。ちょっと感想になってしまいましたが、いま一度確認はしていただきたいなというふうに思います。

続けまして、もう一点、その下の人間ドックについてなのですけれども、人間ドックについて1

人に年度1回で2万円を上限に補助ということになっています。それで、人間ドック1回やるのに2万円というのでは到底できないのだと思うのです。民間で言うと5万円ぐらいでやっていくという感じなのかなというふうに、すみません、私の狭い経験でしかないですけども、そんな感じなのですけども、この2万円というのは全額ではなくて一部分だけ補助してあげましょうみたいな考え方なのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し上げます。

こちらの人間ドック補助2万円というのは、一部補助しましょうという、中西委員さんおっしゃったとおりの考え方でございます。ちなみに申し上げますと、県内市町村でこの人間ドックの補助金、昨年の国保の運営協議会の際にもちょっと話題になりまして全市町村を調べてまいったところなのですが、一番低いところで川越市の8,000円、一番高いところで寄居町の3万6,000円と、かなり自治体の裁量でピンからキリまでと申しますか、ばらつきがあるというのが現状でございます。この人間ドック補助金につきましてもほとんどが町の持ち出しでやっている部分でございます。中西委員さんもお案内のとおり、滑川の国保の財政状況も非常に危ういという部分もございますので、今後は、今現状2万円ですが、2万円補助していけるかどうかというのは危ういところもあるのですけれども、引き続き継続していけるようになるべく努力してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 中西委員。

○12番（中西文寿委員） ありがとうございます。

考え方は分かりました。ただ、先ほど申し上げたとおり、やはり早く見つけて早く治療するというのが、結局、医療費全体の圧縮になってくるというのが一般的な今の考え方なので、ぜひその方向で検討もしていただきたいなというふうに思います。

私からの質問は以上でございます。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ありますか。

阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 阿部弘明、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

139ページの歳入のところからお願いします。国保税の収入ということで出されているのですけれども、この金額、この間の推移というか、これちょっと教えていただきたいのですけれども、かなり減っているのか増えているのか教えてください。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本より阿部委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

具体的な金額につきましてはちょっと失念しましたので、申し訳ございません。控えさせていた
だきますけれども、最近調べておりましたら、この医療給付費の現年課税分、こちらにつきましては
平成30年度は非常に高い収入額となっております。ただ、その後、令和元年度以降、大体この
ぐらいの令和4年度決算ぐらいの金額で多少の上下はあるのですが、落ちついてしまっているとい
う状況です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 国保税の収入についてはそんなに変わっていないということよろしいで
すね。あと、医療費については、これは支出の147ページの保険給付費だと思うのですが、
ここもそんなに変わっていないのですか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

こちらのほうですが、医療費なのですが、令和3年度までは医療費のほうは上がっておりました。
1人当たりの医療費も増加傾向にありまして、今現在、滑川だけではなくて全国的に医療費のほう
は上がっている傾向がございます。ただ、令和4年度決算を見ますと、滑川町のほう、この保険給
付費全体で1億円ぐらいの前年度比でマイナスになっております。ちょっと、その理由なのですが、
いろいろ調べてみたのですが、特に入院、外来とか年齢層、そういったところで何か要因が
あるのかというのを調べてみたのですが、全くなくて、お子様からお年寄りまで、入院も外来も問
わず令和4年度については下がっているという傾向でして、ちょっと理由については申し訳ござい
ませんが、現在のところ不明となっております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） そういう国保の財政については、要するに国保税もらうほうも払うほうも
そんなに変化していないという、医療費は下がっているというお話もありましたけれども、そうい
う意味では、財政的には極めて悪化しているということではないわけだと思っておりますけれども、ど
うなんでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 年金国保担当、松本よりお答え申し
上げます。

確かに国保税とか医療費とか変わらないか徐々に増えているか、そういった傾向なのではござい
ますが、この国保財政の中では平成30年度から県に納付金を納めて、県が集めた納付金を各市町村の医
療費として再分配するという体系が取られているところなのではございしますが、その納付金の部分が
年々上昇しているというのが一番大きな要因でして、そちらのほうで例えば令和4年度について申
し上げますと、国保税の収入と国保税の減免とかでの財政補填になる基盤安定繰入金というのがあ

るのですが、国保税と基盤安定足したもので納付金を本来おおよそ賄えるようなイメージでの体系なのですけれども、令和4年度に関しては、納付金に対して国保税と基盤安定繰入れ足したものが4,500万円足りないという状況に陥っております。やはりそこで納付金算定のところで、平成30年度から令和5年度まで国費を投入して納付金を下げる、ひいては被保険者の保険税負担を下げるということで、国費を投入しての激変緩和措置というのが取られているのですが、それが年々縮小されている。そういった影響で令和3年度、令和4年度あたりから先ほど申し上げた税プラス基盤安定と納付金等の関係が崩れ始めまして、今現在、財政が厳しい状況になっております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ということになると、これは町が、要するに町民の皆さんに、先ほどから、要するに健診率を高めて医療費を下げようとか、国保税をちゃんと皆さん払ってくださいねという努力はこれまでもやってきたわけけれども、そういった努力がはっきり言って報われないような制度になっているということなのではないですか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

令和9年度には、この前全員協議会でお話しさせていただきましたが、税の準統一ということによっていくということになります。ですから、その辺もこの税の準統一のときには、国保税の税をそろえていくだけではなくて、保健事業、例えば特定健診とか様々なその医療費削減のための事業ございますけれども、そういったところも県内で統一していこうということによっていく予定になっております。

そこで、阿部委員さんご指摘のとおり、なかなか報われない部分も出てくる可能性もあるとは思いますが、この保険税準統一時は徴収率とかも考慮されての保険税となります。そういったところで、なるべく報われないという状況がないようにやっていければなと思っています。あと、ちなみに、埼玉県国民保険事業計画というものがございまして、そこでもやはり保険税を上げていくという段階に至っては、やはり被保険者の負担が増えることですか、そういった報われないという何か格差のようなものに関しまして、随時対応しながら準統一を行っていくという方針が示されております。その方針どおりに進んでいって、なるべく報われるように滑川の国保が推進していけたらよいなど、担当として願っているところでございます。

以上です。

○5番（阿部弘明委員） そういう今県が強行に進めようとしている問題については、やはり意見を述べていただきたいなというふうに思うのです。非常に大変な引上げになるし、この前も申し上げましたけれども、本当この国保制度の崩壊につながるというふうに感じるのです。要するにもう国保税が払えない。払えなくなったら今度滞納になると、要するに全額自己負担になったりするわけ

ですよね。要するにもうペナルティーがそれだけかかってくるのに、やはりこの普通に払える国保税にするべきだと、本当に無理して、とにかく国保税払わなければ大変なことになるとみんな思っていて必死になって払うわけだけれども、結局それによってまともな生活ができなくなってしまうということにならないようにしてほしいなど、それが国保を運営する上での最大のポイントだと、そこを重視しなければいけないのだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがですか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

その点で被保険者皆様に過重な国保税負担にならないよう努めてまいらなければいけないということは重々認知しております。今度、県に対しても、県を通じてですけれども、滑川の担当として国への要望として法定繰入れの増額を要望したり、またあと、この前大塚町長におかれましては埼玉県町村会で国費投入により税負担が下がるように、下がるようにというか、上がらないようにご要望いただいたり、国保税上げろと言っているのは県ですから、県に対しても被保険者の方に十分な説明をするように、そういった内容で大塚町長にはご努力いただいて、町村会の埼玉県予算に対する要望ということで上げていただいております。

それから、全国町村会、全国市長会でも要望として上げさせていただいております。引き続き、これ国がお金を出してくれないとどうにもならない、そういう制度だと思っております。なかなか一般会計で法定外繰入れというのもありますけれども、法定外というのは本来あるべき姿ではないほうが、法定外繰入れなどせず、国がお金をちゃんと出してくれるのが一番の筋だと思っております。そういったこともありますので、機を捉えて今後も何か要望とか、機会がありましたら積極的に担当としてできる範囲のことはさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 大塚町長。

○町長（大塚信一） 今、松本が答弁しましたけれども、その中で触れられた中で、私も町長になってから、埼玉県の国保連合会の理事に実際になったのです。その初めての総会のときに、やはり国保連とすれば、県内統一してどこでも同じ税率でやっていけるような仕組みをつくるというのは確かに出されました。実際、私もそのときあんまりぴんとなかったのが正直なのですけれども、その後、町の国保の審議会があったときに、税率がそこまで上がっていくというのを初めて知ったのですね、町長になって。阿部委員が先般全協のときに払えますかって言われたときに、私も内心、いや実際それは大変なんだということで思っていたのですけれども、今、松本が言うように、先般の埼玉県の来年度の予算要求の統一要求をするわけですけれども、その会議の際に、やはり統一要求書の中に、国保の関係については早急に統一化するように要望しますと書いてあったのです。ですから、その1行を見たときに、これでいいのかなと思ったのです、私も。ですから、町村会の席

で申し訳ないけれども、意見を述べさせてくれということで、今る松本が言ったように、やはりここは埼玉県が踏ん張って、この率まで上げなくても済むようにするべきだと、要望を必ずここにに入れてくれということで、今の要望書はそうになっていません。そのようにするようという要望書になっています。

それから、今、職員の松本が言ったとおり、いずれこれは国がやはり必ずやらなければいけないことですから、やはりこれは全国町村会なり全国市長会なり、そういったものが国へ働きかける中で、まだ令和9年、あと3年ありますから、頑張っ率を上げないような努力を一自治体の首長ですけれども、努力はしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） よろしく願いいたします。本当に、なかなか今の国の政治というのがもう一度決めたらとことんやるみたいな感じになっていますけれども、本当にいろんなところで風穴を開けていきたいなというふうに思っています。

続いて、先ほど中西委員がやった125ページの特定健診なのですけれども、特定健診の率が低いというのは、確かに低いというふうに思うのですが、この理由というのは、決して国保担当がちゃんとやっていないのではなくて、何か理由があるのではないかなと思うのです。私なんかは特定健診受けない、いつもずっと毎月というか病院へ行っていますので、いろいろ検査してもらうので、特定健診やらないのですけれども、そういうような方々も含めて、またあと話を聞くのは、特定健診の項目がちょっとお粗末だと、もうちょっとちゃんとした健診にならないかというような話も出るのですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（松本幾雄委員） 町民保険課。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

受診率に関しては、今現状、特定健診で令和4年度43.1%ということで、コロナ前の水準に戻ってきたということになっております。また、現在、本年度につきましても滑川町独自で、独自でと申し上げても国の調整交付金をいただいてなのですけれども、特定健診の受診勧奨のほうを進めさせていただいております。受診勧奨も細かな工夫をしまして、その方の受診に対する意欲ですとか、そういったところまでAIとかを使って分析して、そのタイプ別にお勧めの文章を変えたりですとか、そういったことでなるべく多くの方が受診していただけるように進めさせていただいているところです。

また、お医者さんに通っているのに受診しないという方も多くいらっしゃるようですので、そういった方にも特定健診であればそれ以外の項目も見てもらえますし、より健康のためにいいですよと申しますか、そういった内容でのお勧めさせていただいております。特定健診自体、今現状で確かに通常の間ドックとかに比べて不足する項目もあるかと思うのですけれども、特定健診受診し

た方としていない方ではその後の係る医療費でも明瞭な差が出てくるというのを一度拝見したことがあります。ですから、不足する部分は今後は、検査項目につきましては比企で統一して検査項目決めているのです。そういったところでも検討されないと検査項目は増えないところかなと思っております。とにかく検査項目が足りないにしても、受けていただければ今後の健康、より健康でいられる。ひいては医療費の抑制につながるということですので、受診勧奨、特定健診受診するのを皆様にお勧めしていくことを今後も力を注いでやっていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） どうもありがとうございます。

私の質問はこれで終わります。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度滑川町国民健康保険特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和4年度滑川町介護保険特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度滑川町介護保険特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和4年度滑川町下水道事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度下水道事業特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算の審査を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算の質疑を終結します。

次に、令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計決算の審査を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和4年度滑川町浄化槽事業特別会計決算の質疑を終結します。

以上をもちまして、認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について、質疑を全て終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（松本幾雄委員） 賛成全員です。

よって、認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（松本幾雄委員） 次に、認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての審査を行います。

宮島上下水道課長より説明員の紹介をお願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長の宮島でございます。

水道事業の説明員につきましては、各自自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 上下水道課副課長経営担当主席所管、高坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課主任・施設担当（柳岡俊哉） 上下水道課施設担当の柳岡です。よろしくお願いいたします。

○上下水道課長（宮島栄一） 以上3名で質問に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松本幾雄委員） 本件については既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

上野委員。

○2番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問をさせていただきます。

料金の徴収についてなのですが、今期はコロナウイルスの対策により、臨時交付金等を使用しています。そして、料金の徴収率等も出ているのですが、決算書とは外れてしまうのですが、33ページのところで、水道料金が徴収できない場合の方法についてなのですが、給水停止等を取る場合というのは可能性としてあるのかということと、あと現在そのようなことをした例というのはあるのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 上下水道課。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 上下水道課、高坂が上野委員の質問にお答えいたします。

まず、こちら給水停止なのですが、令和4年度時点では実施はしておりません。ただ、長期にわたって滞納、未納されていらっしゃる方も多くいらっしゃいますので、令和5年度からは随時取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） それは法人だけではなくて、個人に対しても行うということでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 上下水道課。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 上下水道課、高坂が答弁申し上げます。

こちらにつきましては、企業は、今は特に、企業でも料金の滞納の件はあるのですが、こちらは現在調査などを行っている状態です。令和5年度につきましては、個人の方に9件、ただいま実施をしているところです。

以上です。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 企業については過去に_____など長期滞納の例も聞いております。

事業なので法人については給水停止をしても命に関わるようなことはないのかなと思うのですが、個人の場合、水道、電気が止められてしまうと、それこそライフラインと言われると命に関わることになってくるかと思えます。かといって皆さん料金を支払われているわけですので、公平性という観点もあると思うのですが、給水停止というのは基本的には個人に対してはすべきではないかなと私は考えております。今、給水停止している例もあるとお聞きしたのですが、そのような方の状況、例えばこれ給水停止して、その方がどういう状況に陥ってしまうかどうかというような周辺調査等もされているのでしょうか。

○委員長（松本幾雄委員） 上下水道課。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、上野葉月委員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほど高坂が申しあげました9件というのは、給水停止予告を出した件数が9件でございます、実際給水停止は今1件も行っておりません。また、給水停止予告を出すご家庭につきましても、税務課等から給与状況、収入状況をちゃんと調べまして、十分支払い能力があるご家庭に対して、また過去3年以上ぐらいに及ぶ滞納がある世帯に対して給水停止の通知を出している状況ですので、経済的に困難なご家庭につきましても、停止をする前に納付の相談等を行うように促しをしまして、そのような処置をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（松本幾雄委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、給水停止というのは、基本的にライフラインをもう止めてしまうというような状況では行っておらず、明らかな怠慢と言ってはなんですけれども、そのような状況のところというのは調査した上で行っておられるということで安心しました。引き続き、長期の滞納等大変だとは思いますが、困難なご家庭に対しては最大限の考慮をしていただけるよう、よろしく願います。

質問は以上です。

○委員長（松本幾雄委員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（松本幾雄委員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（松本幾雄委員） 賛成全員です。

よって、認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○委員長（松本幾雄委員） 以上をもちまして、当委員会へ付託された案件の審査は全て終了しまし

た。

委員会の審査並びに議事の進行につきましては、委員各位並びに執行部説明員の皆さんの誠意と熱意あるご発言をいただき、当委員会の目的が達成できましたことに感謝と御礼を申し上げます。

これをもちまして認定第1号 令和4年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について並びに認定第2号 令和4年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてに係る決算審査特別委員会を閉会とします。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 決算審査特別委員会、松本幾雄委員長、小澤実副委員長をはじめ、委員各位、町執行部の皆様には、真剣かつ熱心なる質疑をいただき、大変感激しております。この決算審査特別委員会を受け、松本委員長には後刻、審査報告を議場で行っていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位には、明日の12日は午前10時から議案審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

（午後 3時42分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

大変お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月11日

臨時委員長

委員長

署名委員

署名委員

署名委員